

令和3年 6月 2日開会

令和3年 6月23日閉会

令和3年第2回(6月)定例会

川根本町議会

令和3年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月2日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諮問第1号の上程、説明	7
○報告第1号の上程、説明	7
○議案第30号の上程、説明	8
○議案第31号の上程、説明	9
○議案第32号の上程、説明	10
○散 会	10

第 2 号（6月15日）

○開 議	13
○議事日程の報告	13
○諸般の報告	13
○諮問第1号の質疑、採決	13
○議案第30号の質疑、討論、採決	14
○議案第31号の質疑、討論、採決	14
○議案第32号の質疑、討論、採決	15
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	16
○散 会	17

第 3 号（6月23日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21

○一般質問	2 1
山本信之君	2 1
澤西省司君	2 9
野口直次君	4 2
中原 緑君	5 3
石山 貴美夫君	6 5
中澤 莊也君	8 5
○閉 会	9 5

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美夫		君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藺	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

令和3年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月2日(水) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程題 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について(令和2年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 5 議案第30号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第31号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第32号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君		
教育長	山下	斉	君	総務課長	野崎郁徳	君	
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	風間	一章	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野	克彦	書	紀	鈴木	洋子
--------	----	----	---	---	----	----

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年第2回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
5月26日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、諮問1件、報告1件、議案3件が町長から提出されております。
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。
今日から令和3年第2回の川根本町議会定例会が開催でございます。

常日頃は、議員の皆様方には御指導いただいておりますこと、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

なお、世間ではまだまだ新型コロナウイルスが大変厳しい状況にあるということでございますけれども、川根本町の場合、医療従事者の皆さん、また職員並びに町民の皆さんの大変な御協力によりまして、第1回の高齢者の接種は大変順調に進んでいるということを報告させていただきたい。特に5月29日現在で高齢者85.8%の方に対応したということになっております。これも順調にいきますと間もなく終了ということでございます。

なお、新しく第2回目は6月3日から始められるということでございまして、このように早い自治体は、川根本町が静岡県ではトップではないかというような状況で、今大変に評価が高く、川根モデルというような言葉も使われているということも承知をしているところでございます。これも議会の皆様方の御指導もありまして、このような結果になっているということで、お礼を申し上げたいというふうに思います。

6月定例会、議案もたくさんございますけれども、よろしく御審議の上、全てが皆様方にお認めいただくことをお願い申し上げまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告を終わります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中澤莊也君、8番、太田侑孝君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの22日間に決定しました。

◇

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 諮問第1号です。

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されるものでありますが、その候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦するとされております。

現在、当町の人権擁護委員4名のうちの1人が令和2年12月31日をもって任期満了となっておりますが、人権擁護委員法第9条の規定により、後任者が委嘱されるまでの間に限り、継続してお務めいただいております。

今回、この方の後任といたしまして、松井裕子氏を推薦いたしたく、お諮りするものであります。

松井氏は、昭和32年8月23日生まれの64歳、社会教育委員を経験されており、その温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員として職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えているところでございます。

どうぞよろしく御審議の上、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

（令和2年度川根本町一般会計予算）

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和2年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 報告第1号です。

報告第1号は、昨年11月開催の令和2年第2回臨時会及び本年3月定例会におきまして御承認をいただきました、令和2年度一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので、報告をさせていただくものであります。

繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

第2款総務費、第3項情報政策費は、高度無線環境整備推進事業費補助金において、繰越限度額全額の1億6,452万2,000円を、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、医療関係機器であるオートクレープ購入及び感染症対策としてのスリッパ殺菌ロッカー購入経費合計180万4,000円を、第7款商工費、第1項商工費では、ワーケーション推進事業101万円及び観光協会補助金1,700万円について繰り越すものであります。

第8款土木費、第1項土木管理費は、北部残土処理場整備に係る測量調査業務委託750万円、定住促進住宅建設事業費補助金210万円を、第2項道路橋梁費では、町道高郷上長尾線開設工事に伴う用地調査業務委託100万円、同じく新橋詳細設計業務委託費5,000万円の繰越しであります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、昨年11月開催の臨時会において御承認をいただきました林道千頭嶺線災害復旧工事6,863万円に加え、本年3月定例会において御承認いただきました林道長尾川線崩土除去工事300万円、林道文沢線災害復旧工事712万円を、第2項公共土木施設災害復旧費では、町道小長井前山線災害復旧工事1,500万円を繰り越すものであります。

以上、全13事業、繰越総額3億3,868万6,000円が繰越事業となりました。

以上、一般会計の繰越明許費についての報告に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） これで報告は終わりました。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものです。



◎日程第5 議案第30号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する 条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第30号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第30号です。

川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和3年9月1日より施行される行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正について、個人番号カード（マイナンバーカード）の発行は、地方公共団体情報システム機構が担うものと明確化されました。

これに伴いまして、個人番号カードの発行手数料に関する業務を同機構が担うものとなり、現行の、町が徴収するために手数料徴収条例に定められた個人番号カードの再交付に係る項目が不要となったことから、同項目を削除するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第31号 令和3年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第31号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第31号です。

川根本町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,700万円としたいものがあります。

第2表の債務負担行為の補正につきましては、接岨峡温泉会館の運営管理を3年半の契約期間とする指定管理委託とするため、翌年度以降の予算を債務負担行為として追加するものであります。

第3表の地方債の補正につきましては、当初予算において公共事業等債の充当を予定していた事業において、より有利な過疎対策事業債の借入れに変更いたしたく、財源更正のためにそれぞれの起債限度額を変更するものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、接岨地区集会所の建設事業費、コロナ禍での町民の生活支援としての水道使用料免除事業、川根茶の販売促進拡充事業を追加するほか、新型コロナワクチン接種事業に係る予算の追加、更正、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の特別給付金支給制度である低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金関係予算を計上したほか、県の委託事業として学校安全総合支援事業に係る予算の追加、10月からの営業再開を予定しております接岨峡温泉会館の指定管理委託料や改修費等の追加が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第32号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計

補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第32号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第32号です。

令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,227万5,000円としたいものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、7月分の水道使用料を免除するためのもので、交付金を活用した一般会計繰入金を原資といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月15日午前9時に開会し、上程された議案等の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時17分

令和3年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月15日(火)午前9時開議

- 日程第 1 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 議案第30号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第31号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第32号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君		
教育長	山下	斉	君	総務課長	野崎郁徳	君	
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	風間	一章	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野	克彦	書記	鈴木	洋子
--------	----	----	----	----	----

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月2日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
6月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。
誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 議案第30号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する
条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、議案第30号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第3 議案第31号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第
2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、議案第31号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第32号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計
補正予算(第1号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、議案第32号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員から4人を選出することとされています。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、2人となりましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藺田靖邦君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、山本信之君、10番、中田隆幸君を指名します。

候補者氏名表は、お手元に配付のとおりです。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(藺田靖邦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藺田靖邦君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(藺田靖邦君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

9番、山本信之君及び10番、中田隆幸君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(藺田靖邦君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、藤井要君、12票。増山勇君、0票。以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)



◎散 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、6月23日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時15分

令和3年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和3年6月23日(水) 午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君		
教育長	山下	斉	君	総務課長	野崎郁徳	君	
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	風間	一章	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野	克彦	書記	鈴木	洋子
--------	----	----	----	----	----

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月15日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月15日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

なお、本日は、中川根南部小学校及び本川根小学校の六年生が議会を傍聴します。川根本町議会傍聴規則第6条第2項ただし書の規定により、傍聴の許可をいたしましたので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、山本信之君、澤西省司君、野口直次君、中原緑君、石山貴美夫君、中澤莊也君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。

質問の制限時間は30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

9番、山本信之君、発言を許します。9番、山本信之君。

- 9番（山本信之君） おはようございます。9番、山本信之です。通告に基づきまして、一

般質問をさせていただきます。

大井川流量の全量回復について。

川根本町町議会は、リニア中央新幹線建設に伴う全量は大井川に戻す措置を表明し、国・県に要望をしました。川根本町町議会をはじめ、大井川流域の市町議会は、流量の全量回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、8市2町で要請をJR東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡会議等での協議経過を見守ってきました。

しかし、協議の内容を確認する中で、改めて南アルプスの複雑な地質構造に由来した地下水脈の変動、表流水の減少、地中の有害物質が及ぼす大井川の水質悪化等に関して、JR東海が説明する対応策が確実に実行され、担保されるのか、疑問を感じます。

今後、どのように対応していくのか、町長の考えを伺います。

次に、環境保全措置の実施について。

ユネスコエコパークの認定を受け、希少な動植物の生息する南アルプスがもたらす大自然の恵みは、南アルプスユネスコエコパークに登録されています当町のエリアだけではなく、大井川流域の豊かな緑を育んでいます。この尊ぶべき自然環境を、私たちは現時点だけを見据えることなく、将来に引き継がれていくようにする義務があると思いますが、今後どのように対応していくのか、町長の考えを伺います。

次に、トンネルを掘ることで起きるもう一つの環境問題は、水がれです。

時速500kmでの地下直線走行は、いやが応でも地下水脈を断ち切り、その被害は既に実験線で無数に表れています。だからこそ計画沿線住民は、今後の本線工事での水がれを心配しています。

今後、どのように対応していくのか、町長の考えを伺います。

次に、大井川の流量減少について。

リニア計画で関係者の注目を集めているのが静岡県です。平成25年9月、JR東海は、トンネル工事で大井川（田代川第二発電所）の流量が毎秒最大2 t減少すると予測しました。驚いたのが、生活用水、農工業用水の水源を大井川とする下流の自治体です。毎秒2 tは下流62万人分の水利権量に匹敵するからです。

大井川を水源とする8市2町は、納得ができないと、JR東海に大井川の流量確保等を求める要望を提出しました。直後、知事も、全水量を確実に大井川に戻すことを表明するようにとの意見をJR東海に提出しましたが、JR東海は、影響の程度をできる限り低減すると回答しただけでした。知事は、進展がないと、引き続き全量回復を求める姿勢を示しています。

そして、強調されなければならないのは、仮に全量回復されたとしても、その放流地点の上流が常に流量減少することは変わらず、生態系に多大な影響を与えることです。全量を上流部に戻すようJR東海に求めていくことについて、今後、町長はどのように考えていくのか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

9番、山本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

リニアに伴う大井川水系の水資源の保全についての質問でございます。

令和元年9月議会定例会におきまして、石山議員からリニアと町の将来についての一般質問があり、お答えをさせていただきましたけれども、リニア中央新幹線建設工事の諸問題につきましては、平成30年8月2日に大井川流域利水関係者と流域8市2町及び県による大井川利水関係協議会を設立し、静岡県が主に環境保全対策の検討、協議対応組織として設けられました静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を主体といたしまして、オール静岡で対応を、今現在、進めているところであります。

これまでも不安を払拭するため、地質構造・水資源専門部会、生物多様性専門部会により、専門的な知識の下、トンネル湧水の全量戻し、魚類や水生生物、猛禽類、植物など生物多様性に係る諸問題、トンネル掘削発生土の重金属対策、トンネル湧水や濁水対策等の水質管理など、様々なリスク管理について、J R 東海と対話を進めている状況であります。

また、県とJ R 東海の議論がかみ合わない中、時間のみが経過している状況を受け、国土交通省が調整役として関与し、専門家の先生方から成る会議を設置、令和2年4月27日に第1回リニア中央新幹線静岡工区有識者会議が開催をされました。

この会議の趣旨は、これまでの静岡県とJ R 東海の間で行われてきた議論等の検証を行うものであり、静岡県からは47項目の課題が提示をされているところであり、中でもトンネル湧水の全量の大井川表流水への戻し方及びトンネルによる大井川中下流域の地下水への影響が大きな論点であり、政治的な議論ではなく、科学的・工学的な議論を行い、地元の方々にも納得していただけるような方策が示せるよう、建設的な議論を行うこととしております。

現在までに11回の会議を実施しており、中間的な意見をまとめているところでありますが、国の有識者会議における成果について、静岡県としての評価は、水利用への影響について、大井川水系の水循環の全体構造の明確化、リスクコミュニケーションを行う基盤の構築がなされたものと考えているところであります。

一方、課題としては、県境付近のトンネル湧水量の予測・評価（大量の湧水量の発生の可能性を含む）、トンネル湧水が県外流出した場合の河川流量の変化、トンネル湧水を大井川に全量戻すための現実的な方法の検討などが必要であると、見解を示しているところであります。

町といたしましても、水問題に関してもまだまだ協議していく必要があると認識をしているところであります。

大井川の流量のみならず、大井川上流部における自然環境保全に及ぼす影響も懸念をされる事案であり、J R 東海等においては、流域住民が納得できる説明と、今後における対応方

針を明確に示していただくよう、県及び8市2町と連携を取りながら対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、2点目の環境保全措置の実施の関連についてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたように、リニア工事による南アルプスユネスコエコパーク登録地内の豊かな自然、希少な動植物の生態系への影響が懸念されるところであります。この環境を将来へ引き継いでいくことは、とても重要なことでございます。

トンネル掘削によります川や沢等の渇水、それに起因をする生態系への影響を回避・低減・修復などを明確にするためにも、現状におけますモニタリング調査をしっかりと実施をしていただき、その結果をまとめ、今後の対応策に結びつけていくことがとても重要であることから、引き続きJR東海に、流域とまとまりまして要望をしていきたいと考えてございます。

それから、次に、三つ目のトンネル工事におけます水がれについてでございます。

トンネル掘削による水がれにつきましては大変懸念されるところであり、リニア工事実験線のトンネル掘削工事によります影響で、山梨県笛吹市におきまして水がれの事例があることなどからも、通常時だけではなく渇水時における流量調査なども実施していただき、減水に対する環境影響や、それから、必要な代替策等を明確にさせていただくことも必要であるため、今後も関係機関と連携を取りながら対応を協議してまいりたいと考えております。

四つ目の流量減少につきましてでございます。

大井川の水は、それこそ下流域住民の62万人の生活用水としてとても大事な水でございます。議員申されましたように、2t減少すると言われていた水、これは大井川にとって下流域の生活用水の2tに匹敵するものでございます。

そういう中では、減少につきましては、2014年3月にトンネル湧水の全量に戻すことを県知事意見として求めてございます。それ以降につきましても、全量に戻すことを求め続け、2018年10月にJR東海が、原則としてトンネル湧水の全量は大井川に戻す措置を実施することを表明しております。

しかしながら、翌年9月におきましては、先進坑がつながるまでの工事期間中、山梨、長野両県へトンネル湧水が流出し、一定期間は水に戻せないとの表明があり、県におきましても、JR東海の見解には納得できない旨の意見書を提出している状況でございます。

また、トンネル湧水の放流地点であります榎島上流につきましては、議員申しますように、流量減少することが大変危惧されているところでございます。自然環境や希少な動植物の生態系への影響が懸念されることから、県の生物多様性専門部会におきまして、2011年4月27日に、自然環境の保全等に向けた取組に対します意見書をJRへ提出をしてございます。

町としましても、引き続き関係機関と連携を図りながら協議体を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「すみません。訂正お願いします」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 暮らし環境課長。

○暮らし環境課長(梶山正幸君) すみません。今、2011年4月27日と申しましたけれども、2021年の間違いでございます。申し訳ございません。

○議長(藺田靖邦君) 再質問を許します。9番、山本信之君。

○9番(山本信之君) 次に、環境保全措置の実施について。

静岡県の水源、南アルプスは3,000m級の峰々に囲まれた山岳環境であり、人里から遠く離れ、手つかずの自然環境が残り、氷河期由来の希少生物が生息しています。多種多様な動植物の命の水は、南アルプスからもたらされています。

現在の南アルプスは、多様な生態系が評価され、平成26年6月にユネスコエコパークに登録されました。南アルプスは、リニアルートのほかの地域とは明確に異なり、特殊な自然環境です。

リニアトンネル工事は、南アルプスの自然を破壊します。ユネスコとの国際公約である南アルプスの保全を優先すべきです。見解を伺います。

○議長(藺田靖邦君) 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長(梶山正幸君) ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

議員申しますように、南アルプスユネスコエコパークにつきましては、川根本町をはじめとしまして、静岡市、長野県、山梨県の6市3町1村の地域に広がる区域が認定をされているところでございます。

やはり懸念されるのは、今、議員が申しましたように、リニア工事におけます環境破壊により自然環境が著しく変化してしまった場合には、ユネスコエコパーク認定の取消しも懸念されるところであり、環境保全に対しても十分に留意をした工事対応が重要であります。万全の対策がしっかりと確約されていくことが必要であると考えております。

また、先ほども申しました県の生物多様性専門部会で提出しました意見書の中におきましても、ユネスコエコパークへの配慮に対する取組を強く要望しているところでございます。

今後も引き続き関連機関と対応のほうを図っていきたいと考えております。

○議長(藺田靖邦君) 9番、山本信之君。

○9番(山本信之君) ありがとうございます。

命の水を戻すことができないのであれば、リニアルートのうち南アルプストンネルルートは、諦めるべきです。

今後はどのように対応してくのか、考えを伺います。

○議長(藺田靖邦君) 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） ルート変更に関連してでございます。

現在、リニア中央新幹線のルート変更につきましては、国の有識者会議の中において検討はされていないと聞いてございます。

県知事が前にちょっと示した意見の中では、国の有識者会議と県の専門部会におきまして、南アルプス、大井川、地域住民の抱えている命の水の問題が、科学的、技術的に解決できないことが判明すれば、その可能性は高いと言わねばなりませんというコメントをしているところでございます。

これについては、今現在、国との有識者会議の中で、今専門家の先生方によります科学的、技術的に基づく検討をしている状況でございます。

そういう中、今朝の新聞等でも御報告されておりますように、やはり大きなのは、水の問題もそうですけれども、南アルプスの生態系への影響が避けられないと科学的な見解が示された場合には、そういうルート変更についても、今後、検討していく必要があるのではないかというような知事コメントが、今日の新聞にも掲載されてございます。

やはりトンネル湧水の全量は大井川に戻す措置については、今後も引き続いて協議していくことが最課題でありますし、町としましても、今後の動向を見据えて、関連機関と連携を図り、対応のほうの協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、実験線で続発した水がれについて。

山梨リニア実験線の建設工事が始まったのは、平成2年、約43kmの区間の8割がトンネル工事となり、数年後から各地で水がれが起きました。平成6年、大月市朝日小沢地区の簡易水道の水源だった沢がかけました。平成21年に、笛吹市の一級河川であり農業用水として使われていた天川がかけました。平成23年、上野原市秋山にある棚の入沢がかけました。

実験線で建設を担ったのは独立行政法人ですが、水がれが起きた原因は、水脈の存在を予測できなかったと率直に認めました。

今後、本線工事でも必ず同じことが起きる可能性があると思いますが、今後、どのように考えていくのか伺います。

○議長（藺田靖邦君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 水がれにおきまして、先ほども答弁させていただきましたように、今現在、山梨、それから大月市のほうでも、実際に水がれの現象というのは起きている状況でございます。

これは、やはりリニア工事に絡むということでJ R東海が認め、その代用措置を、今現在、実施しているところでございます。一応、補償期間は20年というようなことをちょっと聞いております。ですので、その間はJ Rが金銭的なもので補償をするという形にはなるのかと

思うんですけれども、その後の対応が、今後のやはり課題であるというような意見も聞いてございます。

なお、やはりこれまでの水利用の関連につきましても、国の有識者会議におきましていろいろ検討している中でございます。ですので、こういう水がれが起きないように対策、そういうのを、やはりしっかりした調査をしながら、起きた場合の対応を事前に流域住民が納得できるような説明をするということが、JRの責任かと考えております。

ですので、今後引き続きまして、大井川の水循環の全体構造、こちらは今の有識者会議の中である程度示された内容ではございますけれども、やはり大井川中下流域の地下水の涵養構造についての議論については、まだまだ検討余地があるということで、やはり水がれ、一番心配されるのは、下流域であります地下水が一番懸念されている部分でもあるという状況でございますので、今後引き続きまして、地下水と大井川流量との関係を明確にさせていただくとともに、その対応策等を、住民が納得できるような説明を今後も求めていくよう、関連機関と連携を取って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

次に、大井川の流量の減少について。

県知事の「リニア中央新幹線プロジェクトに物申す」の本を読みました。大井川と地下水は、静岡県の人口の6分の1以上が全面的に必要とする命の水です。

大井川は水不足が常態化しています。平成30年12月から平成31年5月にかけての大井川の節水は、147日に及びました。流域8市2町の62万人が利用しています。

大井川でかんがいされている農地1万200haのうち7,450haは、平成11年から平成29年の足かけ20年間に、600億円をかけて農林水産省がかんがいました。

牧ノ原台地の茶畑、銘酒などの酒造業、サッポロビールの工場のほか、製紙、発電など、地下水を利用する事業所は430件ぐらい。事業用の井戸の数は1,000本余りあり、大井川と南アルプスからの地下水、伏流水に全面的に依存しています。

昭和55年代には、大井川上中流域の川根3町（旧の本川根町、旧中川根町、旧川根町）の住民が水返せ運動を起こしました。流域県民の努力で、流量の少なくなった大井川の水利用が成り立っています。

約100年前、東海道線の丹那トンネルの掘削で、箱根芦ノ湖の3倍分の水が失われ、水ワサビと水田の丹那盆地は干上がりました。その悲劇は、静岡県、県下の記憶に刻まれています。

一旦失われた水は二度と返ってきません。今後、どのように考えていくのか伺います。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、大変多くの問題点につきまして指摘をいただきました。それぞれ

課長のほうからも説明をさせていただきましたけれども、大変重要な課題で、まだまだ日にちがかからないと解決できないかなというような問題点も幾つかあります。

今、議員が言われたとおり、命の水、失われれば二度と戻ってこないということは明白でございます。そのように水は大変重要でございますけれども、もう一つ、川根本町におきましては、自然環境の保全ということも大きなテーマになっております。このことにつきましては、ユネスコエコパーク登録のときに大変厳しい基準をクリアしたということもあるものですから、一旦崩れますとすぐに剝奪をされてしまうというようなことにならなければいいなということを、常々考えているところであります。

川根本町は、御存じのとおり、「水と森の番人が創る癒しの里」をキャッチコピーといたしまして対応しているということもございますので、我々は清く美しい大井川の水を、下流の皆さんと共有しなければいけないというふうに思っているところでございます。

まだまだ懸案といたしまして、たくさんの、今言われた事項が残っておりますけれども、8市2町が一体となって、また、県を中心に物事を進めていくということには変わらないというふうに思っております。

特に、先般の選挙のときにおきましても、現職の知事は大変、水問題につきましても大きなテーマとして考えていただいたということも表明をしておりますので、その辺も踏まえながら我々も協力し、一致団結して対応していくことが重要というふうに考えているところでございます。当然ながら、行政のみならず議会の皆さんにも一体となってよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） ありがとうございます。

本来は、事業者と住民との十分な討議があるべきだったと思います。リニア計画の本質が一人でも多くの住民に知らされ、住民と事業者との真摯な話合いで、その方向性を位置づけることが大切だと思います。

以上で終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。再開は10時から始めますので、よろしくお願ひいたします。暫時休憩とします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時00分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きますが、川根寸又峡線崩土状

況によって、関係課長、ちょっと抜けるときもありますので、説明をちょっと総務課長よりお願いいたします。

総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） いろいろ御心配をおかけしまして申し訳ございません。

昨日発生しました川根寸又峽線崩土によりまして、現在車両も含めて通行止めとなっております。今朝より崩土除去作業を行っており大分取れてはまいりましたが、状況的には寸又まだ行けない状態になっています。県におかれましても、状況を共有する中でただいまウェブにおいて連絡調整会議を行っております。今後の状況については、宿泊されている方もいらっしゃると思いますので、早急に崩土除去が可能で車両通行が可能になれば、随時車両通行にして宿泊されている方々の対応を図っていきたいと思います。

県の対応については、車両通過が難しい場合においては、ヘリでの観光客の避難ということも検討をさせていただいております。

いずれにしましても、本日天候があまりよくない可能性もありますので、状況を見ながら早急に判断をさせていただいているところでございます。

先ほど来、いろいろ情報が入っている中で、ばたばたしている中で申し訳ございませんが、そのような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 対処、対応中ですのでよろしくお願いいたします。

それでは、2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） おはようございます。2番、澤西省司です。

通告に沿って一般質問させていただきます。

奥大井県立自然公園への入り口、林道南赤石線通行止めについてお伺いいたします。

1つ目の項目として、令和元年4月よりウッドハウスおろくぼの先で通行止めが続いているが、現状をどう考えているのか伺う。

2つ目の項目として、奥大井県立自然公園のアカヤシオ・シロヤシオなどは、多くのハイカーに人気があり、観察目的に毎年当町を訪れていた人たちが、長期間の通行止めでは足が遠のく恐れもある。町の3つの重点戦略には川根茶・温泉・自然とあるが、重点戦略の自然をどのように捉えているのか伺う。

3つ目の項目として、県内には4つの県立自然公園があるが、どこも観光客が自由に出入りして自然を楽しむことができるが、奥大井県立自然公園だけは2年以上にわたり通行止めにしていないことに違和感がないのか伺う。

4つ目の項目として、令和2年3月定例会で、私は町長御自身が県に林道南赤石線の復旧事業を強く要望していただきたいとお願ひしております。それから1年後、ウッドハウスおろくぼの4月開業と同時くらいに、通行止め解除とするのが本来の自然の流れではなかったのか伺う。

5つ目の項目として、町長は林道南赤石線の早期通行止め解除について、今後どのような

お考えを持っているのか、実行していく意欲についてもお伺いいたします。

私は1年以上前から林道南赤石線の通行止め解除に向けて努力してまいりましたが、いまだ解除には至っておりません。

2年以上の通行止めの現状を広く町民に知っていただこうと、令和3年5月発行の議会だより62号の中で、シリーズ・皆さん知っていますか？で、奥大井県立自然公園へは、令和元年4月より通行止めで行くことができなくなっていることを取り上げました。

町内外には、奥大井県立自然公園を訪れたいという多くのファンがいます。毎年、観光協会に問合せをし、通行止めを知り多くの観光客が訪れることを諦めています。それは地元においても間接的な悪影響が出ているのです。

コロナ禍ということもあり、そのルートでの観光関連の営業をされている方々にとっては、両方の影響を受け、まさに死活問題でもあります。そればかりか、観光客向けに地元の産品を店に卸されている方にとっても、生鮮品はいつまでも置いておけるものではありません。多くの観光客の皆様を訪れていただき、生鮮品がローリングストックのようにはけることによって、商売は成り立つわけです。

地元観光関連の営業をされている方たちからも、早期通行止め解除を強く要望されていることを、お伝えさせていただきます。

それから、今年4月に再開したウッドハウスおろくぼも同じような状況にさらされていくことは明白であります。通行止めとなっている関係で、これといった企画が打ちにくく困っているという話も聞いております。

行政は、通行止めにより多くの悪影響が出ていることを理解できていないのではないかと思わざるを得ません。町の活性化策の1つとして考えれば、通行止め解除に向けて一刻も早く着手するべきと考えておりますが、町長はどう考えているのか、どうしようとしているのか伺っていきたいと思います。

以上で演壇からの発言を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、2番、澤西議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

林道南赤石線ウッドハウスおろくぼから先、もみの木平付近からは奥大井県立自然公園特別地域となっており、大札山周辺のアカヤシオやシロヤシオ、山犬段に広がるブナの原生林など様々な自然を堪能できるハイキングコースなどがあり、例年、新緑、紅葉のシーズンになりますと多くのハイカーの皆様が訪れておりましたが、令和元年4月初旬、道路のり面崩落に伴いまして通行止めになり、大札山等を目指す場合は、迂回路や登山道を徒歩で向かう方法以外ないということから、崩落前の行程より多くの所要時間を要することになり、シーズンには道路状況についての問合せが数多くあり、御不便をおかけしているところでありま

す。

しかしながら、通行止め箇所のにり面からも度重なる崩土があること、また昨年にはのり面上部調査により大規模な不安定土砂も判明したことから、現在、車両を通行させるには安全の確保が取れない状況でございます。

このため現在のところは、のり面の状況の経過を観察している状況であります。

今後、早期の車両通行が可能となるよう、施工方法の検討や更なる財政的支援の採択につきまして県等への関係機関との協議、要望を引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、詳細につきましては関係課長より答弁をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 観光課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうから、通行止めの現状における考えと、町の重点戦略の自然をどう捉えているかの御質問にお答えさせていただきます。

通行止めの現状における考えでございますが、令和元年4月から林道の通行止めが続いているため、登山者には登山経路や周辺の登山所要時間等ホームページで周知をしております。

特に通常の行程より所要時間が大幅に長くなるため、余裕を持った計画的な行動についてもお願いをしているところでございます。

また、町の重点戦略の自然をどう捉えているかの御質問でございますが、議員言われますように、自然を町の強みとして生かすことを重点戦略の一つと掲げ、その施策の一つとして、自然の利活用の推進を挙げております。

しかしながら、通行止めとなっている現状、通行の安全が確保できない限り、有効的な利用促進が図られないことはやむを得ない状況だと考えております。

いずれにしましても、通行止めの期間中である現在におきましては、登山関係者から登山道の情報も聞き入れながら、登山者により正確な情報を周知していければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それでは、崩落現場の状況等についてお答えいたします。

御質問の林道南赤石線崩壊箇所は、大札山肩駐車場手前から約1.2km先の位置で発生したものであります。令和元年4月から通行止め、翌5月に応急工事としまして、仮設防護柵を設置いたしました。

しかしながら、その後、この防護柵を超える崩土が十数回以上発生し、のり面上部の状況調査を実施いたしましたところ、上部に約1,000m³の不安定な土塊があることが判明いたしました。

当初、のり面箇所の立木伐採及び落石防止網工を計画しておりましたが、施工しても大規模な土塊が崩れた場合、破損する可能性が大きいため、施工を取りやめた経緯がございます。

議員言われますように、早期の通行止め解除を目指してはおりますが、先ほど申し上げま

したとおり、現地の状況が大変厳しい状況であり、一般車両等の通行の安全が確保できない状況であることは御理解願えればと考えます。

先ほど、町長が答弁させていただいたとおり、県等の関係機関との協議・検討を深め、早期復旧を目指していきたいと考えます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今の町長並びに各課長からの御答弁で、町長自身、今後、県や関係機関のほうへ相談をかけていきたいという前向きな意見を受けたということは、1つ進んでいるかなとは思いますが、それでも、今までの一昨年からの話からすると現状が変わっていない点、土砂があって何もできない、基本的に何もしていないというような感じで、私は、これからだなという感じで今再質問をさせてもらうしかないなという感じでおります。

ちょっと観光協会のほうへ私も行きまして、基本的に毎年アカヤシオ、シロヤシオを見たいと思っていた人たちは、観光協会へ問合せするわけですよ。だけど、その都度、解除されたか、いやまだですと、こういったですねあちこちのがっかりするような声は、観光協会を通じて現状耳に入っておりますか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 例年4月中旬から5月にかけて、アカヤシオ、シロヤシオの開花情報、またそれに併せまして道路の情報など、観光協会をはじめ町の観光商工課にも問合せは来ておりますので、状況は把握している状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そういうことで、これは不便になっているということは分かっているけれども、その先が、動きが行動がないから今の現状と、1年以上前から何も変わっていないということなんです。

観光協会の話では、コロナの関係なのか個人客からの問合せが多いということですが、都会や観光地での人間の密を避けて、大自然の安心な空気を存分に吸ってストレス解消したいとの思いが強いからだと思います。

このようなときに、町外からの観光客を安心・安全な川根本町の県立自然公園に取り込むいいチャンス、何とかしようと思わないのは、そこが多くの人が訪れていた自然観察の観光地であることを町長御自身が忘れていないからじゃないですか。その点はいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことで、忘れてはおりません。

実を言いますと、いろんな遊歩道も含めて散策道路があるという中では、少しPRの仕方が足りないのかなという感じはします。例えば、アカヤシオを見たいときにはこの下流をどこ行けば見れますよとか、この散策道路はこうなっていますよとか、その案内の表示が非常に足りないということで、つり橋と同じで、一つのところで何時間も待つということもござ

いますけれども、それに替わるものが今のところないけれども、散策道路とかハイキングコースはほかにもたくさんあるものですから、それらをもっともっと宣伝すべきだと。また看板等もつくるべきだ、また案内の冊子もつくるべきだということは指示をしておりますけれども、まだ具体的になっていないということで御理解いただきたいと思います。まだまだたくさん山犬段以外にもあるということもPRすべきだということは常々考えているところがあります。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 県立自然公園のいきさつで、平成26年に寸又峡の夢のつり橋、あの辺一帯が県立自然公園になったものですから、町長の身近なところで、もしかしたらそこが県立自然公園で、そこだけなんじゃないかと、もしかしたら錯覚されているんじゃないかと思って、失礼ながらお聞きしたというところがございます。

ただ、今違いを町長述べられましたけど、メディアへの露出みたいなものは圧倒的に奥大井湖上駅とか、寸又のところの夢のつり橋、あれはいろんな世界アワードとか、一生に一回見たいつり橋とか、いろんなメディアへの露出が非常に高い。また一般的には芸能人なんかも来たりしていろんなイベントみたいなことがまたテレビで放映される。しかし、こっちの今私が通行止めになっていると言うのは、そういった面よりも自然観察の学術的な価値が非常に高いということです。

貴重な動植物、先ほどの質問の中にもユネスコエコパークの関係でお答えしておりましたけれども、自然環境という面では、ユネスコエコパークからのつながりで本州最大のブナの原生林の南限でもあるんですよ。静大のあそこでの学習をする静岡フィールドですか、南アスプスフィールドという宿舎も静大も建ててやっているぐらい力を入れているんだけれども、今は通行止めで、同じ浜松のほうに静大のやっぱり森林フィールドというものがあるもので、今そっちで生徒の勉学を進めている、自然観察の、環境に関する。そういったことで、やっぱりここをちょっとひっぼかし過ぎるというのが、私のこの話の今回出している原点でございます。

それで、私が観光協会に6月に訪れたときに、先ほどそこで、ちょっと先ですけども、静岡市消防局から山岳救助訓練を行いたいと通行できるかという問合せがあったということ、そこで聞いたんですよ。そのような事情でしたら、直接役場に相談してほしいとお伝えしたということですけども、防災室ないしは建設課にも静岡市消防局から連絡来たと思いますが、このように多くの方々から不都合が現実的にそこにあるということじゃないですか。いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 消防局に限らず、通行に関する問合せにつきましては承知しております。先ほど町長の答弁で申しましたとおり、このとおりの状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 2番の関連へちょっと進ませていただきます。公園の関係。2番のところ、皆さん見てください。

町の基本計画の中に、重点戦略として自然があります。町の強みを生かす自然との共生による都市部にはない豊かな暮らしを目標とするとあります。現実問題として奥大井自然公園の扱いは、前期基本計画が今年度終了するにもかかわらず、観光振興から外れ、生徒の自然教育にも使えない現状は、戦略とは程遠い話ではありませんか。

あそこには白亜紀による枕状の岩石があったり、ユネスコエコパークの関係でも貴重な植物があります。そういったところで、県の自然保護課自然公園班のほうでも通行止めの情報は知っております。町の今後の対応も含め、どのように県に2年も通行止めしてあるということをお話されていくつもりなのか。

そして、今後も、今土砂が大量にあるからといってそのままの現状でいるということは、町の戦略見直しもあるのか、併せてお答え願います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいま御質問のありました、重点戦略にある自然の利活用の件でございますけれども、先ほども町長のほうからありましたように、大札、山犬段以外にも町内には様々なハイキングコースがございます。町といたしましては、ハイキングガイド等も利用しながら案内をし、活用を推進しているところでございます。

また、県の自然保護課との関連の御質問がございましたが、県のほうでは、現在その箇所につきましては、安全を考慮し、通行止めをしていることは承知していただいております。

今後の状況が変われば、また連絡を入れることでお話ししている状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに町には山を、智者山からとかいろんなルート、私も歩いたことがありますので知っておりますけれども、ここは別格なものとお考えいただきたいと思えます。

重点戦略の中の自然は、町の観光振興策と強く結ばれていることは当然のことです。プロジェクトにおける当初予算では、寸又峡落石防止工事として平成30年度に実施されております。令和元年度は休憩所整備も含め4,000万円、令和3年度2,000万円が、落石の関係で工事費用として当初予算で組まれております。にもかかわらず、林道南赤石線の落石現場は横幅僅か数メートル、高さ3メートルのH鋼だけで2年以上そのままだが、この違いを町長はどのように思いますか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 寸又峡との違いという御質問ですが、寸又峡の工事箇所とは地形、

条件、施工規模についても違う状況でございます。先ほど、答弁の中でも申し上げましたが、のり面上部には大規模な不安定な土塊もあることから、最小限のH鋼による仮設工事を設置し状況を見ながら、工法の検討、県への要望等を行っているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 町長からのお答えがちょっとなくて、先ほどのような話を課長のほうからいただきましたけれども、やはりいずれの場所にしても崩落はしやすい地形ですよ、あそこら辺一帯は全て、県立自然公園の中はずっとつながっているっちゃつながっているような感じで。だけど、あまりにも単純なH鋼による柵を1つ置いただけで2年間。そこで大量に上にあるからという話は、今現課長には申し訳ないですよ、今ここであまり答えというのは、今4月になられたばかりで。私はこの問題は前任の大村課長と相当いろいろ問題やっております。通行止めの変えようとか、そういったことでせめて一気に落としてしまおうとあって、そういう話までいろんな面で作っておるんですよ。あその現場へも行って私も見てきましたけど。大量にあるというのは理解しますけれども。

前任の大村課長との話の中で、町長お聞きください。去年の7月の豪雨、死者・行方不明者77人、日本中に前線が停滞して動かなくなってしまった、大雨による。あのときの後で、大村課長と話をしたときに、僕は今回の7月豪雨で落ちてくれると思っていたと。けど落ちなかった。本人もちょっとがっかりというか、本当は落ちて工事に着手できると、そういったつもりでいたわけですよ。下のほうは100メートルぐらい岩盤が全部出ちゃっていますから、問題は上がちょっと残っている。ちょこっとという言い方は失礼ですね。建設課が測量してたんと残っているということなら、たんと残っているんでしょうけれども。

どっちにしても暫定対策とか恒久対策をどういうふうに考えていこうという機会が多分なかったと思うんですよ、今までに。だから、こういうふうに、ただあるということだけで来てしまったんじゃないかと私は思っています。

時間の関係もありますので、次のほうの質問に入らせていただきます。3番に関連するような話ですね。

県内には浜名湖県立自然公園・御前崎遠州灘県立自然公園・日本平三保松原県立自然公園、そして奥大井県立自然公園の4つがあり、それぞれの市も自然の強みを観光に生かす努力をして、誘客に力を入れているにもかかわらず、町は一般に対して2年以上通行止めとしていることに、重点戦略の施策という点から考えれば違和感があると感じるのですが、町長はどのようにお感じですか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 川根本町というところが、果たして財政的に豊かかどうかということの一つ考えなければいけない。となると、有利な補助金がどのような形でつくかということで、先ほど前課長の話がありましたけれども、災害で対応していただくことが非常に補助率がいいということもあるものですから、それを待っていたということも、実は内心あったと

思います。それは当然有利な補助金を使うということは当たり前のことでございますので、そのようなことがあったというふうに思っています。

それから山岳の観光地というのは、どうしてもこのような安心・安全を最優先にするということがございまして、莫大な投資をするというようなわけにはいかないということがあって、どうしても災害を待っているというような傾向があるというふうに考えております。そういう致し方ない面もあって、このような形で遅れてきたという経緯があると思っております。

それから、もう一つ言いますと、寸又峡の左岸の林道、これも大変大きなお金をつけていただきました。これは災害で皆さんと陳情に行き、その後につけていただいたということがありましたけれども。その後、どうしてもまた災害があつて対応ができたのが崩れてしまったというようなこともございましたけれども。そのように山岳地帯の観光地はどうしてもそのようなことで、頻繁に人が通るところは重点的にやるけれども、少し過密にならないところは遅れるということは宿命かなというふうに考えてもおります。

いずれにしても今までどおり、国・県へ当然ながら要望しながらこの町はやっていくということには変わらないものですから、先頭になって頑張っていきたいという思いでいっぱいでございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今のお答え、私も同感するところは当然あります。

災害対策であそこを元のようというか、安全にするためには結構なお金がかかる。災害における国・県からの有利な補助ですか、そういうことも考えているということも当然含みとしては考えて、当然しかるべき、議員としても頭の中に入っております。ただ、その期間がちよつと長過ぎるんじゃないんですか、アプローチが足りないんじゃないですかということ、私は常々今言っているわけですね。

寸又峡の夢のつり橋付近に落石が非常に起きやすい地形になっているようですけれども、実際、落石が発生すれば数か月以内に落石防止工事が着手されている。しかし、林道赤石線はちっぽけなH鋼で木をちよつと数メートル横にただけで、ずっと2年も放置している。同じ一体にもかかわらず、この両者違いということにも、今の説明の中にも人がたんと来ているとかっていう話もあるもので、若干納得しないという感じではないですけどもね。

しかし、年間1万人以上来ていた場所ですから、そんなに全く観光地でもないとか、県の公園課でも、県立自然公園というのは公園で公なところですから、一般の人が、県内の人が来てもらうというのが前提ですよというような話は伺っていますので、それにしても、若干どう考えても、手を出さな過ぎ、県への相談のなさ過ぎ、そこら辺が問題点じゃないかと私は感じておりますけれどもね。

次に、3つ目の違和感として、ここで、国の直轄治山事業で複数の業者が毎日ここ奥で工事をやっております。落石現場を2年以上通行しております。道路はずっとそこも舗装され

て、大札山のトイレのところまで舗装されております。私が調査に行ったときにも、4トン車が資材を運んでいるなど結構二、三台には擦れ違いました。この2年間、ほぼ毎日のように工事車両が通っているにもかかわらず一度も事故もなく行き来しているという現実、危ない危ないは過剰反応過ぎということで、落石注意の看板を立てるなりして通行注意として、通行止め解除の方向に持っていかないのはなぜなのかという疑問があります。

そもそも日本中の林道の多くは、落石注意ありきの通行注意ではないですか。その点も含めて、町長は、通行止め解除について、今どのようにお考えになっていますか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 繰返しとなりますが、現在車両を通行させるには、現場上部にかなりの崩土もあります。そのため、安全の確保が取れない状況でございます。早期復旧含め、県をはじめ関係機関との協議・要望を引き続き行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） やはり、答弁に進展が、町長、ないように感じないですか。町長お聞きになっていて、そこで。2年も事故もなく、ほぼ毎日のように工事車両は通っている。その人たちも同じ一般人ですよ。おかしいじゃないですか。

やはり、安全、大切なことですが、工事している人はいいみたいな感じじゃ、ちょっと困りますけどね。

次へ、そうですね。答弁が似ておったものですからこれ以上追及してもあれですので、次へ行きます。

4番に関連することですけれども、私は令和2年3月定例会で、町長に対し、演壇からウッドハウスおろくぼの関連で、町長御自身が県に林道南赤石線の復旧事業の支援を強く要望していただきたいとお願いしました。これは昨年ですよ。でも実際は、町長御自身の御都合で議場にはおいでになりませんでした。しかし、議場での私のお願いは後日、副町長なり関係者から町長の手元に届きましたか。その点はいかがでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 当時のことは全て届いています。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

届いているということで、私はこれは規模も大きいし、県とか国に要望するべきだと。小さい町の財政規模、そういうことを考えれば、県にその後、工事の支援など要望活動はされておりますか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 工法検討も踏まえ要望はしております。また、先日、県主催による円卓会議の中でも要望をいたしたところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 私は町長に、直接県にお願いしてくださいというような、要望書を出すとかその程度ではなく、じかに窮状を訴えてほしいという意味でお願いしたわけですが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど課長から言われた円卓会議というのは、直接そこに所長並びに支所長等も来ますし、農林事務所からも来るという中で、事業説明等もしていただいて、当然ながら町の負担等のことについても協議をするという場があるものですから、その場では、それぞれ担当課長も副町長も同席しながら要望をしているというのが現状でございます。

特にそのほかのことにつきましては、多く要望等は私自身も対応しているというところがございます。要望書をもってというのはございませんけれども、特別話の中では具体的に出ているということだけは御理解いただきたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

要望はしているということで、今後、まだ進展のあれが目に見えてきていないという現実だと思いますので、私のほうも進展がまだないといった認識で話を進めざるを得ないという感じでございます。

奥大井県立自然公園は、昭和43年に公園に指定されております。ウッドハウスおろくぼは平成元年にオープンして、33年ほど県立自然公園の玄関と位置づけられてきたことは言うまでもありません。両者はまさしくセットなんです。ウッドハウスおろくぼだけ開業しても、県立自然公園の玄関のところで通行止めでは、うまくいくはずがありません。開業と同時に通行止め解除だという考え方があったなら、1年ほど前から私が訴えておりますので、時間はあったわけです。今のようなバランスの悪さは避けられたはずですが、行政は、このウッドハウスおろくぼと県立自然公園の通行止めを一体のものとは考えていらっしゃらないですか。どうですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ウッドハウスおろくぼにつきましては、4月から新たな指定管理者の下、営業をしております。計画の一部におきましては、野外活動の一部として周辺を利用したハイキング等の計画もあったとは聞いておりますが、安全を考慮し通行止め指定をしています現状を捉えながら工夫をし、様々な取組を計画し、集客利用を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そういったことを聞いているわけではなくて、バランスの悪さを聞いたわけです。

次に、こういう問題は一遍にお金がかかるということで、恒久対策はお金もかかるし、県とか国に要望しなきゃならないということは私も理解しております。しかし、2年というのは長過ぎます。いろんな対策を考えればいろんなことがあるでしょう。土砂を落としたいなら、強引に落とすという手段もあるでしょうし、一時通行止めにしておいて。それとか2年間も無事故で通っている現場を、一般の人たちは通り続けているんだから、落石注意という暫定解除という方法もあると思うんですよ、当然。

私は一遍に、今まで2年もなってきたもので十分考えてはいると思うんですけども、あえてここで私の持論を言わせてもらえれば、暫定解除、通行止め解除と、恒久的安全対策の二つを二本立てでいけばいいと思うんですよ。

実際、地名の崖崩れ現場は、10メートル近い9メートルぐらいありますよね、H鋼の高さが。ちょっとぐらい崖が崩れてもその道路までは来ない。だけどあそこは100メートル以上あるものですから、今現状3メートルばかりのH鋼の高さを倍にしても、ちょっとそれで全然安全という感じじゃないですけども。だけど現場に行ってみると、倍のせめて6メートルぐらいにしておけば、その間ちよろちよろたまって脇へ土砂は出ると、H鋼の横へ。その幅をもうちょっと広げておけば、工事している方々っていうのは、自分らで通れなければ土砂をどかしてこの2年間通ってきたと思うんですよ。課長の意見も先ほどそういうように説明がありました。で、私も実際現場に行ってみるとそういうふうになっているところがあるものですから。そうやって自分たちが通れるようにしてそこで作業をずっとしているということですよ。一瞬通るだけですよ、一般の人たちは。そういう作業を自分たちもしている。同じ危険にあつて、あの人たちはいいとかという話じゃないと思います。

それで一時通行止め解除にしておきながら、県とか国への要望活動を急いで、あそこを洞門のような形にすればいいと思うんですよ。僅か20メートルぐらいの洞門で大丈夫な場所です。狭い澤のような崖崩れの場所ですから。その横におろくぼの水の水源地、全くその崖崩れの横で水源を取っているんです、非常に。そういうことを考えれば、そこにも行っているんでしょから、いろんな面で行ける場所ですよ。

それをずっと危ないということで置きっ放しになっているのは、忘れていたのかな、そういうふうを考えるんです。町長の答弁の中に、いろいろ県とかなんとかに今後交渉していきたいというありがたい話はあったんですけども、暫定解除と恒久対策というのは違うもので、そこら辺を、町長どうお考えでしょうか、今後。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） H鋼の高さというような御質問ですが、先ほどからも申し上げましているとおおり、現在ののり面の上部には1,000㎡以上の土塊がございます。この土塊の不安定なものを処理しない限り、H鋼の高さを変えても対応できないかと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） H鋼で対応するという話じゃないんですよ。2年間3メートルの低いH鋼幅数メートルで対応してきたということで、暫定通行解除とするなら、せめて倍ぐらいにする、幅も倍ぐらいにする。それで大体その土砂崩れのスパンは確保できますからね。そうしても脇から出てくるでしょう、2年間ずっとちょろちょろ出ているから。実際上に行ってみますと、大木が3本ほど横たわっています、巨大な大木が。ちょっとやそつの雨では落ちないというのがそこら辺の原因かなと思いますけれどもね。去年の7月豪雨でも落ちない。今後も落ちないですよ、このまま待っていても、絶対に。あの雨で落ちないんだから。建設課長が落ちると思ったのが落ちない、これは大きい話だと思いますよ。

そういった点で、ああいうところをそのままにしておくということは、今後もずっとそのままに置かざるを得ないという、ここの県立自然公園の扱い、この町の。ちょっとおかしいじゃないですか。どうでしょう、その点は町長。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 暫定的な解除ができるかどうかというのも、私自身は詳しくは分かりません。県当局とも相談しながら進めていくことが重要だなというように感じております。今言われた切実な思いを町の意向として対応するというにしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。そのように、ひとつその点についてはお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、林道における落石というのはごく普通に起こり得るような話だと、私は思っております。林道寸又線の右岸林道は、落石注意ありきの通行止め解除と思えますけれども、林道南赤石線でも同じように通行止め解除できるはずですが。これはこの二つは片方は暫定通行止め解除、でも片方は通行止めのまま。これ理解できないですよ。

現に工事している人たちは通って、その人に対する危険とか危ないとかいう話は出ずに、一般人観光客には危ないでって。これはちょっと話がいまいちちょっと無理があるんです、やっぱり。

そういった点から、町長が解除に踏み切れないというのは、どんな理由があるんですか。

○議長（藺田靖邦君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森 紀代志君） 一般人と工事の人との違いというのを考えたことがありますか。一般人である人は、ハイヒールであってもスニーカーでも行くような感覚。そして、工事を担当する方々の、その危険度を察知する感覚というのは、おのずと違います。その違いというのは経験、それからそれなりの危険度を察知する情報、そういったものを全て持った上で工事の中に入って行くわけです。

だから危険なところへ、より危険なところへ第一線として入っていく方々というのは、それだけの違いがあるわけですね。横を見ながら目線をいろんなところに移しながら行く方々と、そこに集中して真剣にその命をかけていく人たちの違いというのはおのずと違います。

ですから、工事用の人たちの通行と、一般の人たちの通行とは全然違います。だからその違いをもって安全だから行っていただくというのは、100%に近い安全を確認して行ってもらうというのが安全であって、それ以外の暫定でやるというのは、それ以上のところへ行かなければならない、本当に必要である、そこへ行かなければならないという必要性を持った方たちが危険を覚悟して行くという違いをもって対応しております。

その違いを理解して行かなければ、それは物が落ちてきても、1ミリでもよければ安全であるけれども、だけれども、それ以上に、もっと死ぬかもしれないというような危険度というのは全然違いますね。だからその危険を察知する方と察知せずに平地と歩いている方との違いというのを理解した上で、言葉を選択していただければと思います。

それでないと、危険であるのか危険でないのかというのは、一般の感覚だけでは対応できない。いろんな情報、そしていろんな地質の状態があったり、そこらのところの調査をした上で、危険であるか危険でないかということも併せて調査をしているわけです。それにお金をかけるわけです。だからそのところの時間もかかります。

安全であってそこを対応できるか。それでまたその工事が対応できる工事であるのか。その原資が、対応できる原資を町が持てるのかどうか、そこら辺も全部併せて条件を整えた上で工事も始まります。

ですから、いろいろなことが積み重なって工事をやれるわけですけれども、ただひっぼかしてあるから、2年間ひっぼかしてあるからという話ではないんです。これはそこをやるためにどうするか、工法を考えたり、またお金をどうしたら調達できるのかとか、いろいろな面であらゆるところから考えを持って行って対応していくわけです。それは2年が過ぎてしまったかもしれないけれども、そうじゃなくて、ひっぼかしてあるわけじゃない。必要としてそこに存在しておりますから、道路は。だからそれを通すためにどうするか、職員は一生懸命それを対応しております。それを理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 分かる半面、不思議な半面ですね。

工事している人たち、確かに観光で、ああきれいだなんて行く人に比べれば、はるかに敏感だと思います。微妙な石ころが小っちゃいのが落ちているだけでも手前で止まって確認する。理解できます。ただ行政側からすれば、それは同じ人間ですから平等な見方をしなければいけません。仕事をしている人たちは詳しいから大丈夫というような感じで、その人たちは自分の仕事だから責任を持っていく。それも言えなくはないと思いますけれどもね、でも行政とか国とかがみんな人の命を預かる身ですからね。

しかも私が言っているのは、2年間も事故もなくやっているという実績を基に言っているんですよ。これ事故が起きて3か月や4か月ぐらいでこれだけの話をしているわけじゃなくて、2年以上無事故が続いているということです。

で、現に寸又林道、寸又左岸林道、大きな工事をして直りましたけれども、また違うところが崩れたんだけど、結局それも通行止め解除にしています。落石注意ということで、あとは自己責任みたいな感じで通している林道と、いろいろあるものですから。そこら辺の違和感があってこういう質問になっているわけなんですよ。

おかしいっていう、何となく飲み込めそうで飲み込めないというところがどうしてもあるわけですが、私にしてみれば。こっちの林道は気をつけて通ってくれ、だけどこっちは危ないから駄目だ。そこに全員駄目だったら分かるんだけど、そうじゃない。じゃ、本人たちはいいですよ、そりゃ自分の仕事として使命として行くんだから。だけれども、預かる身としては、同じ命を平等に計らなければこれはおかしいでしょうという私の考えですけども、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） まず南赤石線でございます。こちらは今通行止めしております。その上部に非常に公共性の高い、また防災上必要な工事現場がございます。そちらの箇所を工事しないと、今御承知のように防災上の必要な箇所でございますので、そういうところから工事車両のほうは通行しておるということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 課長の説明、自分はよく分かりました。これ以上、いろいろ言ってもあれですしね。治山事業ということで国の直轄治山事業というのが行われているということは、2年前からやられていることですので、その間こちら側の対応が、行政側の対応がちょっと弱い。そういったことで、前回町長いらっしゃらなかった、この場に。そういったことも加味して、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで、澤西省司君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩とします。

11時5分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） こんにちは。6番、野口直次です。

最初に申し上げます。ちょっと昨日ブリッジの歯が取れたものですから、ちょっとマスクを外して、ふだんでも聞き取りにくいんですが、どうか御了承いただきたいと思っておりますので、

聞き取りにくいところが御了承ください。よろしく申し上げます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

早いもので令和3年も半年を過ぎようとしています。二番茶も終盤にかかっていると聞きます。昨年よりも少しでも価格がよければと、茶仲間として心配しています。

オリンピック・パラリンピック東京大会も一、二か月余りになりました。盛り上がりは欠けていますが、選手・観客も関係者はもちろん、万全なコロナ感染症対策で安全が確保され、無事に世界の祭典が終了することを祈るのみです。コロナ禍及びオリンピック後の大規模の疲弊が日本を弱体化するおそれが何より心配するところです。

話は少し変わりますが、全国的にも当町は、ワクチン接種に多くの職員の努力により先行し注目されて、実施に成果を上げています。敬意を表するとともに大変感謝しております。今後もよろしくお願ひいたします。

これからは、いよいよ梅雨も本格的な時期に入ります。6月には土砂災害防止月間、町の懸垂幕に垂れ幕が掲げてありました、洪水・土砂災害のハザードマップが改訂され全戸に配布されました。1000年に一度の豪雨災害を想定し、町内の浸水区域、土砂災害警戒区域の見直しをされました。町の公式ホームページで確認できることになりましたと、広報かわねほんちょう6月号に紹介と、令和3年5月から災害対策基本法が改正され、町の発令する大雨の警戒レベルによる避難情報も改訂された、警戒レベル4避難指示で必ず避難、従来の避難勧告は廃止されました等、4ページにわたり特集を組んでありました。

また、6月17日は、気象庁は豪雨の際に、線状降水帯発生を知らせる情報も新設運用も開始された。6月22日、昨日のことですが、現在気がかりは、まだ台風5号になるか分かりませんが、熱帯低気圧が週末に本土に向けて北上し、梅雨前線を刺激して大雨のおそれがあると予報が出ています。気象情報には今まで以上に注意が必要です。

一般質問に当たり、総務・建設・情報政策各課等が連携して対応して、災害への備えを共有していることを、私自身も再確認することができました。

あつてはならないが、大規模自然災害等に、町長はもちろん、50年の余、行政一筋に携わる副町長をはじめ、職員が一丸となり備えをさせていただいている、大変に心強いと考へます。また住民も、自分の命は自分で守るをモットーに、日々、日常生活をしながら消防団をはじめ、自主防災会等地域の中で防災の意識を高めていただいています。この頃は、コロナ感染症対策を含めワクチン接種等の実績からも、ぶれない町行政への住民の信頼も上向きではないかと、私なりに分析しております。

そんな折、今回の質問は、それぞれの立場、家庭・職域において、さらなる防災への共通意識を持つことが必要と考へ、大きく2点をお聞きいたします。

(1) 更新されたハザードマップ等から自然災害から住民を守るための対策を伺う。

①令和3年3月における川根本町地域防災計画の主な改正点をお伺ひいたします。

②旧ハザードマップから追加された洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別警報も含んで）

警戒区域の指定の増加等、今の状況をお伺いいたします。現状です。

③新たなハザードマップに災害種別が明記されたが、避難先の矢印はなくなった。各地区の避難先の変更あるいは複数ルートも考えられるのかをお聞きいたします。

④といたしまして、避難所運営訓練等も含め、複数の自主防災会が連携した訓練も町として推進をする時期ではないのか。また、孤立や避難困難となるおそれの集落の対応も検討を必要と考えるが、見解をお伺いいたします。

(2)といたしまして、災害時における情報通信等に高度情報基盤整備事業の利活用の進捗状況について。

①平成26年から27年環境整備推進交付金事業の実績当初よりも、災害時における情報発信の利活用の拡大展開はされているのかをお伺いいたします。

②といたしまして、本年度実施される高度無線環境整備推進事業は、防災・住民の安全安心の面等からも利用向上が期待されるが、内容を含めお伺いいたします。

以上、壇上からの質問であります。よろしく申し上げます。

○議長（園田靖邦君） ただいまの野口君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、6番、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

初めに、町地域防災計画及びハザードマップに関する御質問がございました。

町地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、地域や住民の生命、財産などを災害から守ることを目的として、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する必要な事項を定めており、毎年度改正を行っているところであります。令和2年度においては、県の地域防災計画等の修正を受け、町防災会議の協議、承認を経て改正を行ったところであります。

今回の改正点といたしましては、南海トラフ地震臨時情報が発表された際における町職員の応急対応などの防災対応について明記をしたほか、近年の台風被害等の検証を踏まえ、電気事業者や通信事業者、要配慮者等が利用する施設の管理者等との連携拡大、住民に対する災害リスクの周知や避難行動等の理解推進などについて項目を追加、修正をしております。

このように本計画につきましては、今後も国・県等からの情報を踏まえ、毎年度、必要事項の改正を行っていくものであります。

次に、ハザードマップについての質問がございました。

まず、ハザードマップの目的でございますが、地域住民の皆様方が、それぞれが生活する地域内の災害リスクを知り、身近にある避難所等がどの災害に対応できるのか、避難できない場合には自分はどこに避難すればいいかなどを家族や地域の住民の皆様自身が考え、非常時に行動していただくために参考にさせていただくものであります。

災害の発生する確率が高い状況となった場合には、町から発せられる避難情報や状況の変化に対応し、適切な避難行動ができるよう、日頃から家族や地域住民の皆様で、このハザー

ドマップを活用し、自らの命を守る行動について確認をしていただきたいというふうに考えております。

御質問にありましたとおり、今回の改正により、地区別の避難先を示す目安としての矢印での表示を削除いたしました。これは大規模災害が発生した場合には、町内各地で複合的に災害が発生することも予想され、避難所によっては、災害の種類により避難できない場所や、日常生活において使用している道路が緊急時の避難経路として使用できないことも想定をされることから、矢印の表示を削除し、避難所や避難地それぞれが避難先として対応できる災害種別を示したものであります。

御質問にありました避難ルートについての考え方も、当然のことながら、発生した災害の種類別、状況において複数のルートも検討されるべきであろうと考えますし、避難先、避難するか否かも含め、このハザードマップに記載をされている内容を皆様で話し合い、理解し、情報として共有をし、災害発生時における早期避難に役立てていただきたいと考えているところであります。

次に、自主防災会と連携した訓練の推進についての御質問がございました。

現在、町内の学校等の指定避難所の施設管理者と自主防災会との防災に関する連絡会議や、防災訓練説明会等において災害時における避難所運営や地域の防災対策等についての課題検討会を行ってきております。

集落が点在する当町では、大規模災害が発生した場合、集落が孤立することも想定をされ、住民避難対応や支援物資の提供手段の確保など、多くの課題を抱えております。

今後も災害時の住民避難における様々な課題を協議し、想定される課題の抽出や解決につなげ、自助・共助の体制づくりのための様々な災害を想定した訓練を、自主防災会や施設管理者などと実施に努めていくよう取り組んでまいります。

なお、ハザードマップ改正に際しての洪水浸水区域等の御質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、災害時における高度情報基盤整備事業の利活用に関する御質問がございました。

平成26年度に着手いたしました高度情報基盤整備事業については、当時より説明してきたとおり「この町が存続していくための最低限の基盤整備を行う」という考えのもと、まず利活用できるインフラ整備をしてまいったところであります。

その中で、当時、この町が抱える大きな課題は、医療・教育・健康福祉・産業振興・防災であり、これらの分野での利活用を考えることで、住民の皆様がこの町で安心して暮らせることにつながっていくとの考えに沿ったものであり、その考え方は現在でも変わっておりません。

また、本年度実施をされます高度無線環境整備推進事業は、建設当時、特に無線エリアにおいて、安定した通信が可能であると考えていた通信速度が十分ではないという考えから、事業を実施する民間事業者に補助金を支出し、改善を図るものであります。議員がおっしゃ

るとおり、光化することで、より利用されるものと期待をしているところでございます。

なお、御質問の詳細につきましては、担当課長のほうから説明を詳しくさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 野口議員の質問にお答えいたします。

以前の洪水ハザードマップは、100年に一度の確率で発生が予想される大雨、2日間の総雨量551mmによる洪水浸水想定区域に基づき作成されたもので、今回作成した洪水・土砂災害ハザードマップは、1000年に一度程度の確率で降る雨を前提とし、想定し得る最大規模の降雨、2日間の総雨量787mmによる洪水浸水想定区域に基づき作成されたものであります。

また、浸水深につきましては、以前の0.5m未満から5m以上の4段階から、0.3m未満から20mまでの7段階の表示となっております。

次に、土砂災害（特別）警戒区域に関しましては、現在指定されている227か所の特別警戒区域を表示しており、前回作成時から警戒区域の状況の見直しにより増加しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、災害時における情報発信に関する御質問にお答えします。

情報通信利用環境整備推進交付金事業に着手しました平成26年度と現在大きく異なっている点は、各世帯への伝達手段と周知する方法です。整備時点における同報無線の戸別受信機は、本川根地区で全世帯、中川根地区で約3分の1の世帯に設置をされておりまして、町全体では約6割の配備率でありました。

それが現在、IP告知端末機かわねフォンを導入し、希望する全世帯に設置し、音声放送だけではなく、文字放送を加え、放送時点に自宅にいなくても情報を確認できます再放送機能があります。また、屋外子局が設置されていなかった塩郷、小竹に加え、町内の6か所のキャンプ場に簡易的な拡声器を設置するなど、観光客を含めた災害時を想定した情報発信機能は強化されていると考えております。

続きまして、本年度実施します高度無線環境整備推進事業についてお答えします。

この事業は、通信経路の中間区間に高速無線システムを利用している箇所を光ケーブルに置き換えるという事業であり、町はこの事業を実施する民間事業者に補助金を支出します。

光ケーブルに置き換える目的は、ここ数年多発している無線機への落雷による通信停止の発生を極力抑えることであり、それが安定した情報発信につながり、防災面を含め、住民の安全・安心に資するものと考えております。

整備区域は、沢間、桑野山以北の全地域、坂京、尾呂久保、八中、久保尾としており、現在、平栗地区を整備対象に含めるよう、調整を図っているところであります。完成期限は来年2月末を目指しており、全ての区域が完成次第、光通信に切り替える計画であります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） いつものように、最初の答弁と質問が一部重複するかもしれませんが、お許してください。

町内に11か所の避難所が指定されているが、その中において地震、風水害、土砂災害の種別、またコロナ感染症対策等からも収容能力が減っていくことが想定されます。今後の見直し、課題等、検討しているかをお伺いいたします。重複するところもあると思いますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいま御質問のありました11か所の避難所につきましては、災害発生後、長期にわたる避難生活が必要となった場合に、多くの被災者を受け入れることが可能な施設として区域ごとに指定したものでございます。

しかしながら、先ほど町長の御答弁にもありましたが、施設の立地している状況から、一部の施設においては、今回示したハザードマップにおいて、浸水想定区域内にある施設や、土砂災害等の警戒区域内に立地する施設もあるため、今回のハザードマップにおいては、施設ごとに対応可能な災害種別を表示させていただきました。

また、議員御指摘のとおり、現在のコロナ禍においては避難所の収容人数が制限される中で、現状では、町内に多くの被災者の受入れが可能となる新たな避難所を求めることは大変困難な状況であるということも言えます。

したがって、日頃より、災害の状況により在宅避難や、知人でありますとか御親戚の宅への避難等々も御検討いただくとともに、避難生活が長期にわたる場合への備えを、住民の皆様も、毎度申し上げているとおりでございますが、されるようお願いするところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、災害時避難方法について、再度、住民がどのように対応していけばいいのか、取るべき対策を講じるのかを含め、伺います。これもまた同じようなことになりすけれども、ある程度、具体的に少しは、自分の命は自分で守る自助・公助ということはよく分かるんですが、そこら辺、何かちょっと大きく変わっているところはあるのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 残念ながら、当町においても様々な自然災害が発生する可能性もあり、それを回避することは難しい状況でございます。また、自然災害においては、その発生する規模も様々異なるものとなります。

したがって、先ほど答弁させていただきましたが、災害によっては使用できない施設

や、ふだん通れるけれども、災害のときは通れない道等々も想定されます。

また、住民の皆様の状況におかれましても、それぞれの御家族の構成であったり御自身の体調等から、避難する場合に時間を要するという方も多々おられると思います。

町としては、災害発生が危惧される中で、住民の皆様が取るべき避難行動として、まずは早期の避難を心がけるようお願いするものでございます。

先ほど野口議員も御質問の中で触れられておりましたが、今週末、先ほど台風になったという情報が入りましたけれども、この台風の本土接近に伴いまして、停滞する梅雨前線を刺激すると線状降水帯等ができて、場所によっては豪雨という可能性もないことはないという状況も出ております。

そのような状況、またハザードマップにおきましては、今日も傍聴にみえています渡辺さんが出されている広報紙の中で、先般、ハザードマップ触れられておりましたが、ハザードマップを見て御自宅の状況等については話し合う、確認するといったことも触れられておりました。

そのようなことを常日頃心がけていただきまして、御自身のお住まいの身近な場所周辺の危険な箇所を知って、いざというときの避難先、避難経路、また避難をする際には連絡をしなければいけない方、当然いらっしゃるので、御家族や知人と確認をし合って、先ほど申し上げました早期の避難、御自身も含めて御家族、御近所の方々の身の安全を図るための行動もできるよう、取り組んでいただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

それこそ、やはり大きなくくりの中のいろんな災害がある中で、それぞれまた臨機応変を含みながら、いろいろな施策を取っていただいているんですが、やはりこういうハザードマップ、少ない予算で、少ない高い予算は言えないが、結構皆さん、世帯に、いい意味ですごく防災のことを考えさせていただく機会になったと思います。できるだけ、みんなで中にある自分のルートとかを考えていただければいいと思いますので、ぜひ周知徹底ということも含めてお願いいたします。

続きまして、今後において、地区・地域・各種団体をはじめ、防災に対する要望、またハザードマップを含め、場合によっては地区説明会等、十分説明されるのか、されているのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 説明会の開催に関しましては、昨年9月の補正予算に関する全員協議会におきまして、ハザードマップ作成に関する説明をさせていただいた際も、説明会の開催が重要であることの御意見をいただいております。

町としても、説明会の開催計画していたところでありましたが、新型コロナウイルス感染

症の再拡大により、現在までのところ見送らせていただいているところでございます。

今後、区長連絡会や地域防災委員会の会議等での説明を先行して行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種状況を踏まえ、住民の皆様への説明会を計画していく予定でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、質問をさせていただきます。

町内において、おおよそ最大時洪水浸水想定地域内における戸数は把握できているかということですが、ここで何件公表という数字は必要ないんですが、一応、体制把握はしているかどうかの確認の意味で、お答え願いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ハザードマップ作成において、当然、地域・エリアの色分けをしておりますので、どこかという形のを把握しております。また、避難を呼びかける際に、町からいろいろお知らせを出す際においては、それらを参考にして、対象地域、対象区域、またはその対象となる世帯については把握をして対応させていただいているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと私が脱線して通告してないかもしれん。ごめんなさい。

続きまして、災害時における情報通信網等に高度情報基準の利活用の進捗状況についての中で再質問をさせていただきます。

国交省長島ダムの監視カメラ及び県土木事務所が管理する河川監視カメラ、川根大橋、中徳橋の防災情報が存在すると聞いております。また、防災カメラ、千頭駅、高郷大井川河川広場のそれぞれの目的や用途、利用方法を、もう一度説明していただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 国交省の監視カメラであります、長島ダムの施設と、田代までの大井川下流域の11か所に設置をされております。また、県土木事務所管理のカメラであります、町内の大井川沿いでは川根大橋と中徳橋、それともう一つ宗徳橋の3か所の橋梁に設置をされまして、通常は河川の監視、また出水時における河川水位の状況を監視することを目的としております。

高度情報基盤の防災カメラについては、過去に大井川の水位が上昇し、堤防を越えての浸水や、あるいは内水が排水されず住宅が浸水する被害を受けた地域のうち、千頭駅前の地区と高郷地区の2か所に設置されております。

この防災カメラについては、町の公式ホームページから確認することができます。この防災カメラの目的は、増水時の河川監視であります、通常時においては、例えば高郷地区設

置のカメラについては、ドクターヘリが運行する場合、現地の状況を確認するなどの利用がされていると聞いております。国交省、土木事務所管理のカメラについては、いずれもインターネットから御覧いただけることになっております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

私も初めて質問に当たって、今、情報政策課長にお話しいただけるように、いろんなところでいろんな、やはり防災情報、カメラもあるんだなということを知りました。ありがとうございます。

続きまして、4月以降、高度情報基盤の障害発生が少ないように感じております。新規運営事業者の管理方針も含め、保守点検整備に至るまで、担当課においてどのような運営上の改善指示等をされているのかをお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 昨年までの運営事業者につきましては、電気通信事業者として、法令等の遵守の認識がちょっと甘いところもありまして、定期点検の未実施、また障害発生時の対応が適当でなかった点もあったということは、議員の皆様にも御説明してきたとおりであります。

今年の4月以降、新規運営事業者と協議をいたしまして、電気通信事業法の規定に基づく点検や報告の項目を確認、また現地では、全ての無線局101局を総点検し、老朽化している箇所の確認などを行いました。

また町からは、障害発生時の原因の究明を徹底するよう強く要求し、同様の障害が何回も発生することがないように指示をしております。

新規運営事業者であるC B B S株式会社は、経験豊かな電気通信事業者のグループ企業であります。それぞれのグループ企業の協力を得まして、既に数年かかっても原因が判明できなかった無線エリアにおきます定期的な通信切断などの原因を究明し、再発の防止につなげております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） それこそ、今そうやって保守点検早期とかと、いろんなことで目を光らせ指導もしていただきながら、またC B B Sさんもそれなりに対応していくということが内容で、今の答弁で分かりました。今後もあつてはならんが大きな災害のときは、それぞれ対応にまた指示等をしていただきたいと思います。

続きまして、調べてみると短期間の申請期限で、コロナ対応臨時交付金対象の光ファイバー整備事業、高度無線環境整備推進事業の有利な条件の補助金の交付の確保には、担当者による努力には大変感謝しています。また、町長の当初から掲げる通信における町内の格差が少しでも是正されていくのではないかと考えております。

今後の利活用に期待したい。災害時に限らず、今後どのような計画実施に向けて検討され

ているのか、お聞きいたします。お願いします。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 既に国の補助金によって町内の全域の整備が完了していた当町では、今回の補助事業の対象となるかどうか大きな問題でありました。こちらのほうは、東海総合通信局を通しまして、無線を利用している区間を光ファイバーに置き換えたい計画があることを総務省に伝えまして、その回答を待っておりました。その結果、補助対象となることが通達され、ここまで事業を進めてまいっております。

町内の大部分が光ファイバーのネットワークでつながることで、野口議員のおっしゃるとおり、事業当初から掲げていました町内の通信格差が確実に解消されるものと期待をしております。また、これまで無線エリアということでインターネットの利用が制限されていた町内の北部エリアを中心とする地域におきまして、テレワークやオンライン講義ですか、そういったコロナ後の新しい生活様式に適合しました利活用が期待できるものと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今回の課長のお答えの中で、やはりこれからいろいろな地域でいろいろな防災等もありますけれども、本当に移住・定住も含めて、さらなるこの整備、1億6,000万ぐらいだったと思いますが、やって、再度、設備が向上されるということで期待いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、運営会社が切り替わるに当たり、インターネットを利用する際、上位回線のループ化が検討されているとお聞きしました。現在の状況を教えてください。お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 議員の皆様にも説明しましたとおり、4月1日から上位回線を別ルートで増設し、通信速度の改善と災害時における回線の障害に対応しております。また、これらの経費は運営事業者の負担で行われております。

これにより、コロナウイルスの影響などにより急増していたインターネット上の通信データによる通信速度の低下など、心配されていた事象も解消しております。

また、別のルートで回線を確保したことで、これまで数回経験している災害時の通信停止が避けられるものと期待をしております。今後もインターネット利用時の情報量なども確認をしながら、運営事業者と協議し、対応してまいりたいと思っております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ほぼ分かりました。よろしく願いします。なかなかやはり、通信データの速度とか、あるいは別ルートによって災害通信が少しでも確保できるということは大変心強いと思いますので、今後も頑張ってやっていただきたいと思います。

続きまして、今後、国のデジタル庁発足をはじめ、行政のデジタル化、気象災害情報に限らず、あらゆる分野のネットワーク化、情報収集のスピード化等も求められる反面、町内の

身近な話題の提供や幅広い年齢層に対するためにも、広報誌の充実、これからの時代において、情報政策課が重要視されてくるのではないかと考えております。今後にも期待しております。今後、抱負等ありましたらお聞かせください。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、これまで町の大きな課題としまして、医療、教育、健康福祉、産業振興、防災の5分野におきまして、特にその5分野におきまして、地域情報化の推進を目的として、ICTあるいはIOTの利活用を中心に、情報政策課担当業務を進めてまいりました。しかし、野口議員、先ほどおっしゃったとおり、デジタル庁の創設も含めた自治体業務のデジタル化、自治体DX推進計画が全国一斉に進められることになっております。県や近隣市町の多くは組織を再生し、その推進体制を強化しております。当町としまして、この夏に示されるDX推進手順書を確認した上で、当町のような財政力が比較的弱い自治体が、どの分野に、またどのような形でその計画に関わっていけるかを慎重に判断し、当町の推進計画をまとめていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今、通信整備ということで防災にも大変重要になってきますので、今後もやはり課題の大きい中で、また新しい時代のデジタル化等も努力をしていただきたいと思えます。

最後になります。いつものように話がくどくなり、また長くなるかもしれませんが、お許しください。10月にまたここに立つことができたらうれしいのですが、こればかりは分かりませんので、今後のことは私自身、災害以上に分かりませんが、これはちょっと余談ですみません。

本題に戻ります。動員体制と色々な防災関係の中で、職員が200人だけではなく、200人も職員がいるという前向きな考えで進めてほしいと思えます。公助の大切さ、そして被災者への支援を念頭に置き、職員も防災に対して高い意識を持ってください。住民も10年前になる東日本大震災を思い起こし、もう一度、災害の怖さを再認識し、初心に戻り、防災訓練等を繰り返し続けることが必要であると痛感しております。お互いに助け合って、少しでも備えができればなんと、私なりに思っております。

最初の町長の答弁のときに、自助・共助はよく出たんですが、なかなか公助というのが出てこなかったものですから、再度、公助に当たって、総務課長もお話したんですが、備えあれば憂いなしということで、今後も防災には力をかけていただきたいと思えます。別にお答えは要りません。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで野口君の一般質問を終わります。

ここで休憩としますが、再開は1時からとしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番、中原緑です。通告に従いまして一般質問をいたします。

大井川の汚濁について。

1番目の要旨になります。

大井川は、南アルプスの間ノ岳、標高3,189メートルを源流として、全長168キロの大きな川です。山が高く、水が豊かで、水力発電に適したところとして電気を生み出す川となり、多くのダムが存在します。また、平成14年に完成した長島ダムは、多目的ダムとして洪水調整・流水機能維持・下流部市町へのかんがい・水道水の供給を目的として建設されました。川根本町の中央を流れる大井川は、町のシンボルであり、その景観は人々の日常です。かつては、海から遡上する多様な魚も豊富で、地元はもとより多くの釣り人が訪れ、子供たちも自由に遊べる川でした。

このように、昔から大井川は地域における生活の一部で大変身近でした。それが今や、ダムや堰堤など横断工作物によって物理的に分断が行われ、自然環境が損なわれるとともに、川の魅力が大きく低下し、その結果として、かつてあった川と人、川と地域のつながりが分断されてしまいました。川から子供の声がしないどころか、人影もありません。

新大井川漁協では、毎年4月から5月にかけて、大井川本流を主に約30か所に稚魚の放流を行っています。本年は2,050キロ、約24万5,000尾を放流したそうです。アユ釣りの解禁は先週、6月15日でした。

しかし、かつての良好な漁場は濁水長期化現象により、細粒土砂が付着し、どぶ川によく見られる青ゴケが発生していて、アユの餌となるコケは見当たりません。せっかく稚アユを放流しても、釣り人はまばらです。

ダムから出された水が濁ったままで臭いと地域住民が騒ぎ出したのは、6年ほど前です。台風などで大水が出た後、川の流れが収まると、辺りの石や岩は白い細粒土砂が付着し、雨でも流れず悪臭を放ちます。この現象は、初めは中部電力大井川ダム下流から奥泉辺りまででしたが、現在では土本付近まで伸びてきました。途中にある八木キャンプ場やもりのいずみを訪れた観光客は、夏の真っ盛りになっても濁った川では泳げず、また周辺住民からは、川から悪臭、下水の腐った臭いがするとの苦情も聞きます。

このように、大井川の汚濁は釣り人の権利を奪うばかりではなく、町民の豊かであった生活環境を壊し、町の主力産業であります観光にも大いに影響しています。地域住民は、川に汚濁という事態が起きていることを大変憂えています。

この町は、先ほどの山本議員の質問にもありましたようにユネスコエコパークに登録され、共に暮らしてきた人々の歴史、伝統、文化が未来へ受け継ぐべき価値があると、世界から評価され認められたのです。

大井川を大切に、そして守っていく使命が私たちにはあります。このままだと河川環境はますます悪化し、きっと次世代の人たちは、私たちのことを、昔の人は何で早く対策をしなかったんだと思うでしょう。

平成30年3月議会で山本議員が大井川の環境改善の質問をしています。それに対して、町長は、「町は中部電力、国土交通省、長島ダムの管理事務所と相談する機会は何回もあるから、要望しながらよりよい大井川にしてほしいというふうに思っております」とお答えされています。

長島ダムができてから大井川が濁り始め、魚がほとんど生きていけない状況になっている。このことを通して、自然の生態系が変化しているのではないか、自然環境を維持し、守るための対策が求められていないか、町はどう捉えているか伺います。

町の総合計画では、河川環境においては河川法の改正により、従来の治水と利水に加え、水利権を持つ事業者に対して、水質や景観、生態系などの整備と保全が義務づけられ、町の目指すべき方向性には、「豊かな生態系と生物多様性の保全」と示しています。よって、汚濁については水質の保全という観点から、早急に調査が必要ではないでしょうか。

国が実施している河川の環境評価の指標には、SS——ちょっと英語なんですけれども、サスペンデッドソリッド、浮遊物質の項目があります。これは、水中に懸濁している不溶性の粒子状物質のことを言うそうです。

大井川に存在する多くのダム貯水池、その下流域においてサスペンデッドソリッド、浮遊物質が汚濁を招いていることが考えられませんか。

また、サスペンデッドソリッドが生態系に与える影響には、魚類のえらを塞ぎ、呼吸を妨げて窒息させる危険性や、太陽光線の透過を妨げ藻類の光合成を阻害させる等が指摘されていますと、国土交通省河川環境課の水質用語解説に記載がありました。

国内のダムにおいては、ダム貯水池水質調査やモニタリング等に基づく施策の評価を科学的、客観的に実施しているところもあります。

大井川において、長島ダムの調査結果及びその評価がないのなら、外部機関によるダム及び河川の環境調査をしていただくことが早急に必要と思います。

町は、現在、長島ダムの状況をどの程度情報を得ているのでしょうか、伺います。

2番目の要旨に移ります。

大井川の水質保全を地域が一丸となって実施していくことは重要です。町は、生活排水による大井川の水質汚濁を防止するためにどのような対策をしているのか、取組を伺います。続きまして、脱・炭素社会について。

国は、この5月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正しました。地方公共団

体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再生エネルギーを活用した脱炭素化を推進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針を定めるように努めることとしました。市町から計画に適合していると認定を受けた事業については、関係法令の手續のワンストップサービス化等の特例を受けられるようです。

具体的には、地域にあるべき姿、未来図を考えておき、太陽光の設置場所の促進区域の環境配慮としたゾーニング、土地の色分けを町が事前に検討しておくことで、太陽光発電などを設置しようとする町外の企業に対して示していけるよう、明確化しておくものです。早期対応は、今後の再生エネルギー開発において主体的に進められるチャンスと思うが、計画しておく予定はないでしょうか。

2 番目です。

近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、世界規模で自然災害が頻発、激甚化しています。こうした気候変動や生態系への悪影響など、もはや人類だけではなく、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機とも言うべき、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意したパリ協定では、産業革命からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有され、目標を達成するためには、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが必要とされています。

川根本町において、水と森の番人として、未来の世代につなぐためのゼロカーボンシティを目指すことは必要かと思えます。2050年温室効果ガス排出量ゼロを表明することについて、町の考えを伺います。

壇上からは以上です。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、1番、中原議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

1点目は、大井川の汚濁についての御質問でございました。

この件につきましては、昨年9月定例会におきまして、石山議員から同様の御質問をいただいております。その際も答弁をさせていただいておりますが、現状、大井川に濁りの状況があることは十分承知しております。

しかしながら、改善対応につきましては町で対応できるものではないということで、今までどおり国・県等、関係機関へ現状をお伝えし、改善をお願いするという事に尽きると思っています。今までもやってきましたけれども、濁りの原因調査や濁水対策など、河川環境の維持につきましても、要望等を引き続きやってまいりたいというふうに思っているところであります。

2点目の生活排水についての取組でございますけれども、本町では生活排水処理は浄化槽による処理が主体となっておりますが、古い家屋等に設置をされております単独処理浄化槽では、生活排水のうち、し尿のみの処理となっております。台所や風呂などから発生する生活雑排水については、河川等へそのまま排出されることから、助成制度を設けるなどして既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を推進しており、一般家庭から生じる生活排水を衛生的に処理するとともに、河川の水質保全に努めておるところでございます。

2つ目に、脱・炭素社会についての質問がありました。

本年、5月26日に改正地球温暖化対策推進法が成立をし、政府は、当面、太陽光を中心に再生可能エネルギーの普及を加速する方針を示し、2050年の脱炭素社会実現に向け、通過点となります30年度の温室効果ガス排出量を、2013年度対比46%削減するとの中期目標を定めたところであります。

また、改正法に基づきまして、地域活性化と再生エネルギー普及を兼ねた新制度を創設し、耕作放棄地などに自治体が設ける促進区域への太陽光発電所誘致を促すとともに、公共施設や住宅、ビルへの太陽光パネル設置を進める考えとのことであります。

改正法は全会一致で可決、成立いたしました。審議過程では大規模太陽光発電所(メガソーラー)開発に伴う生態系への影響を懸念する指摘も相次ぎ、発電所整備と環境保全の両立も課題との意見も示されております。

現在のところ、町としての明確な計画はございませんが、地球温暖化対策といたしましては、平成29年1月に川根本町地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設における2015年度の温室効果ガス排出量を基準といたしまして、2030年度の排出量40%削減を目標に、エコアクション21のシステムを活用、展開し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいるところであります。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明につきましては、今後の国における施策の動向を注視しながら、町としての脱炭素に向けた主な取組、施策を検討した上で表明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(菌田靖邦君)　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長(梶山正幸君)　　まず初めに、大井川の汚濁について質問がございました。長島ダムにおけます環境影響評価と、町はどのように把握しているかという御質問でございます。

長島ダムにおきましては、水質計により、濁度や水温など、水深毎に毎日計測をしております。平常時は選択取水設備により、観測データを基に濁りが少なく、下流の生態系に影響が少ない水温等を考慮し、取水する深さを決めて放流をしているとのことでございます。

また、毎月、採水による詳細な水質検査を実施して、水質に問題がないか確認しているということでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほど、町長が関係しているところ、国・県に要望してまいりますという御対応をいただきましたけれども、具体的にはどういう要望になるんでしょうか。

今回は、私は川の環境については、汚濁だけではなくて、ほかにもあるのですけれども、汚濁に関してはどのように要望をされているのか、詳細をちょっと伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 長島ダムの所長には選択取水をやっているということで、大井川が解禁直後等々からは、なるべく澄んだ水を流してほしいというようなことを要望しております。それは毎年やっています。

その中で、どうしても、先ほど来お話がありますように、沈殿しないというような微粒子がある場合には、なかなか濁りを取れないというような状況があって、ある時期、きれいな水を流し過ぎると、あと残ったのは濁り水になるということで、後から濁り水を流すようになるから、そのタイミングは非常に難しいという話は聞いておりますし、その澄んだ水がどのぐらいの高さがあるのかということも非常に重要で、長島ダムだけで対応はできないということで、中部電力とも相談しながら対応しているということを承知をしております。

そのように、なるべく人が川で遊ぶようなときには、きれいな水を流してほしいということは、毎度要望しているということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今、きれいな水を流してくれるように要望しているということだったんですけども、平成25年に一度とてもきれいな水になったことがありまして、というのは清水化バイパスが建設されて、水がきれいになったということなんですけれども、清水化バイパスの目的ですとか、今現状ですとか、そういったことを御説明いただけますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 清水化バイパス建設に関連して御説明をさせていただきます。

それこそ、今議員が申しましたように、平成25年度に清水化バイパスが完成し、きれいな水を流すというような対応をしていくところでございます。

これに当たりましては、地域からの要望、もちろん今ありましたように、やはり濁水等の問題で上流から濁った水が流れる、それに対する対応としてどういうことができるのかということがありました。

そういう中で、平成20年に学識経験者、これはそういう水質、それから汚濁の関係も含めて、そういう専門家の先生、それから町、河川管理者であります国土交通省、ここでは静岡の河川事務所、それから長島ダムの管理所長、それと県の河川砂防課になります。あとは中部電力さんという形での、大井川ダム直下濁水対策に係る技術検討会というものを開催して

ございます。

そういう会議を何回か繰り返し、現状における対策として、平成23年から中部電力さんのほうが主体となりまして、清水化バイパスの設置工事のほうを進めて、清水化バイパスが25年6月に完成し、きれいな水が流れるというような状況になった経緯がございます。

やはり、その当時はかなりきれいな水が流れて昔に戻ったという御意見もいただいているかとは思いますが。やはりその後の状況としましては、度重なる台風と、それから大井川の地質形状、細かい粒子がこの大井川の特徴であるというような中で、やはり一たび台風が来て濁ってしまいますと、上流からのダムの放流により、下流まで流れていくという形になるかとは思いますが。

そういう中では、やはり水温の関係も影響があるのかと思うんですけど、なかなか一度濁った水がきれいにすぐには澄まないというような状況では、当然長島ダムからも下流域に維持放流水としては、一定の水量を流さなければならないという状況の中で、先ほども申しましたように、取水の幅の中でのなるべくきれいな水を流すという努力をしていただいて、今現在も取り組んでいただいているような状況であるかと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今からお話することは、実際の漁協の会員の方に聞いたのですが、実際、先ほども言ったように、平成25年のときにはワンシーズンだけ水がきれいになって魚類も戻り、大きなアユが育ったと聞いています。

ところが、翌年、26年から元に戻ってしまったと、濁りと汚れたどぶの臭いというのが本当に戻ってしまったということで、残念の極みなんですけれども、この原因が今聞きますと、台風によるもの等と伺っているんですけれども、それから何年もたつんですけれども、全く改善されてないというのは、別の問題というのは考えられますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 当然、台風というのは1回だけじゃございません。毎年、年に数回起きていますので、そういう中では、一度きれいになっても、また繰り返し同じ現象が起きているというのが今の現状のことかと思えます。

あと、ダム関連におきます貯水池の水質改善の関連でございますけれども、こちらについては、やはり国土交通省のほうからそういうダム貯水池における水質改善に対する手引という形で、そういう指針が示されてございます。そういう中で、ダム管理においても水質管理のほうは十分されて対応はしているのではないかと判断するところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） よく分かりました。

その検討会というのが、現在はあるんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 現在は、そういう会が開催はされてございません。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ぜひ、この、結局、台風は毎年何回か来るわけですから、それが来るからきれいな水が流せないというんですか、きれいな水でなくてもしょうがないということ、今私は聞いていて理解したんですけども、そうしますと、町民の方々はそこまで理解していなくて、単に清水化バイパスが壊れているんじゃないか、なぜ機能しないんだという考えも起こってくるものですから、ぜひ地域住民がその状況を見学するとともに、このような状況でということ、ダムと川を理解する上で必要かと思うのです。

長島ダムの見学会は開催されていますけれども、ぜひ清水化バイパスもこのようにしっかりやっているよということ、見学の中に別ルートとして企画していただくというのはどうなんでしょうか。これはちょっと別の質問になってしまうかもしれませんが、前向きな改善のための誤解を生まないようなための意見です。

○議長（藺田靖邦君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 清水化バイパスの関連につきましては、中部電力さんの関連に関わってくる問題でございますので、それについてはこういう意見があったということはお伝えさせていただいて、今後そういうことができるのかどうか、その辺は検討させていただきたいと思います。

また、別段でございますけれども、その大井川の水質、水量とか、そういう水質の関連につきまして、今川根本町が事務局でやってございます大井川流域8市2町の団体、行政を主体としまして、大井川の清流を守る研究協議会というのを実行しております。

これは、平成12年に設立された団体でございますけれども、その協議会におきまして、流域住民を対象にしましたこの大井川の現況を知っていただくという形で、上流部の視察会とか下流部の視察会というのを実施し、流域住民の方にこの大井川の歴史的な問題、それから今現在の状況がどうなっているのかということ認識していただくという形での、そういう視察会等を開催してございます。

また、小学校を対象としましては、出前講座という形で同じく学校へ訪問させていただいて、大井川の昔と今の在り方、違いとか、そういうものを学習する機会を設けさせていただいて対応している状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 濁水の関係につきましては、釣りを趣味としている私としては、非常に機微なところはありますけれども、一つに大井川の地質の関係で、大変奥のほうは山の名前とか沢の名前の中に、なぎとか、崩れという字がつくところが非常に多いということで、リニア関連でこれからいろいろ議論になると思いますが、大変崩れる山が多いと。そうしますと濁りが出ると。それが、濁った水が下流へ流れるということになりますと、コケは濁っ

た水に対してコケができるというのが一つあります。それからもう一つは、きれいな清水でコケができる。そのコケが違うじゃないかというふうに感じています。その上、濁った水の中でできたコケは、乾くと臭くなるというようなことが、私、川に何回か入って、痛切に感じるものですから、やはりきれいな水が流れてくること、ですので水の量よりは質が大事だということを今申し上げているということでございます。

ですので、水の質によってコケが違う、それによって魚が釣れる、釣れないということがあるんじゃないかなということ、痛切に今現在感じているところであります。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

環境という観点から関連質問します。

本川根小学校の全児童が毎年アマゴの稚魚の放流を、新大井川漁協本川根支部の協力の下、10年前から放流を続けています。

今年は6月3日に、小長井河内で放流しました。これは児童が昨年10月に町内の梶山さんの養殖場でアマゴから卵を搾り出し、人口的に受精させて稚魚を養殖し、その後アマゴの成長過程も見て、育ったアマゴを翌年の初夏に放流するという総合学習の一環だそうです。

これは静岡新聞に昨年10月に掲載されておりまして、学校側は児童が自然を大切にしている大人たちから、いろいろなことを直接学び、地域の人々の思いに触れる貴重な機会だと捉えているそうです。

このような体験を毎年実施されていることは大変すばらしいことで、こうした環境教育は、先ほどの清水化バイパスなどを見学することも併せて、河川の環境を学習する一環と思います。そういったことに対して、どのように町のほうはお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの中原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃった本川根小学校におけるアマゴの稚魚の放流、4年生が中心となつて行ったということにつきましては、本川根小学校のホームページ上にも記載されておりました。やまびこ自然教室の中で実施したということでございます。

その辺の対応については把握をしているところではございますが、文部科学省から示されております学習指導要領に基づきまして、各学校の学校長の責任の下に、各学校の創意工夫により教育課程が編成をされ、教育活動が実施されておりますので、教育委員会においては個別具体的内容までは、申し訳ありませんが把握できておりませんので、その辺は今後状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） そうですね、将来社会で、どうしてもこの環境保全とか環境整備とかというのが、もうついて回ってくる世の中になりましたので、今を生きていく、大きく成長

していく子供たちに、そういった環境保全ができる大人になってもらうためにも、今このときに、川のこと、山のことを含めて、現実をしっかりと説明していく、学習していってもらうということが、この町の環境教育ではないかと思うのですけれども、どう考えますか。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　先ほども申しましたように、行政側として、今やれる状況では、先ほどもちょっと述べさせていただきました大井川の清流を守る研究協議会、こちらで今小学校を訪問させていただいて、この大井川の水に関しての70年前の大井川はこうだったよと、今の大井川はこういう状況に変わっている、じゃ、何が大きく変わっているのかという、そういう大井川の現状、そういうものを理解していただくということと、水の一つ大切さ、この大井川は何で変わっているのかというのは、発電によって、この大井川は大きく変わっているということを、やっぱり認識していただくということも一つ重要でありますことから、そういう学校での総合学習の一つという形で、大井川流域の学校へ訪問させていただいて、そういう学習機会を実施させていただいているところではあります。

また、今年度におきましては、中央小学校におきまして、地元の方を講師としまして、長尾川におけます水質、水の関係から生物の関係、どういう生物が生態しているのかというような総合学習で授業に実際取り組んでいることもございますので、授業の内容の取組方はそれぞれ学校の中で、総合学習の中でどういうふうにやるのか、そこはいろいろ考えた中で、多分やっただいているものと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　1番、中原緑君。

○1番（中原　緑君）　　昨年、私、個人的に細尾地区の状況を見学に行きましたところ、ちょうどダムの方がいらっしゃいまして、ダムというのは長島ダムの方なんですけれども、ちょうどダムが汚濁して川も濁っていること、それから汚濁により、先ほど町長も言っていました白くなってしまう、変化している、臭いということも確認できました。

これは全然オフィシャルなことではないので、ただ関係機関として中部電力さん、それから国交省、長島ダム管理事務所さん、そして町と一緒に現地を視察して、臭いですとか、色ですとか、一緒に確認することが重要かと思えます。それは、皆さん認識していることなのでしょうけれども、問題を共有化するとか、そここのところから改善が始まるのかなと思うので、改善をどうしたらいいのかということまで進めていくということがすごく大きな問題なんですけれども、大きな問題になったとしても、やはりやらなくてはいけないと思うのです。

今、リニアのことも関連的に関わってきますけれども、このチャンスをやはり川の問題を大きくなったときに、川の汚濁ということも含めて、しっかりと町に改善のための要望をお願いしたいと思います。これは要望です、答えなくていいです。

○議長（藺田靖邦君）　　1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 質問です。

先ほど、合併浄化槽のお答えのほうがありましたけれども、合併浄化槽設置の現在の町の目標値はどれぐらいなのでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 合併浄化槽の設置目標につきましては、平成29年3月に作成をいたしました一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和3年度末の生活排水処理率60%を目標としております。

その目標とする割合につきましては、計画処理区域内人口、これは年度末の総人口になります。それを基に合併処理浄化槽によります処理人口を3,881人として、60%という数値を目標として、今合併浄化槽のほうの設置等を推進している状況でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 合併浄化槽に切り替えていくことへのメリットというのを、どのように広報していますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今までは、それこそ単独浄化槽の設置が今までは多かったかと思えます。単独浄化槽というのは、トイレのみの浄化槽でございます。当然ながら、生活排水、これについては、それまでは、直接言えば、垂れ流しで河川へ流れていたというのが状況でございます。

合併浄化槽によりまして、トイレだけではなく生活雑排水、そういうものも含めて一つの槽で処理をし、循環された後、河川へきれいな水を流す、そういう仕組みになっております。

そういう中では、町としましては、やはり今後の設置については、当然今単独というのはできませんので、合併浄化槽の設置を促している状況でございます。

また、併せまして、単独から切替えていただく方に対しても、推進のために町としましては、国・県に準じまして、補助金を交付している状況でございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 例えば、河川の水質への効果を見える化する、ちょっと難しいかもしれないんですけども、これだけきれいになりました、これだけ合併浄化槽に切り替えたことできれいになるという、数値的なものがあつたらば、町民が切り替える関心を、マインドがアップするという、そういったことにもなると思うので、そういった手法もぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、それはちょっとどうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 下水処理施設であれば、そこまでの大きな目標があるのかもしれないんですけども、今申しました合併処理浄化槽、そちらについては、やはりそれぞれの施設というか、各家庭で使用されているものについては、法定検査、それから保守・

点検等実施していただいて、そういう中での水質管理というのは多分されているのかと思いますので、それが一つの基準になるかと判断します。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） これもね、ちょっと質問の仕方によっては難しいことなんですけれども、大井川の今回汚濁ということで私、質問させていただいたんですが、その中で大井川の水質をはじめ、地域の環境を保全していくという、町の人たちのマインドというんですか、そういったものを盛り上げていくためにも、こういったことが町を上げて取り組む課題かなと思います。

それがきっかけになっていってくれば、川をきれいにする、汚さないというような気持ちになっていってくればなというような思いなんですけれども、具体的に私たち地域住民が、こういったことをしていけば環境がよくなるんだよというようなことを町のほうで牽引してってもらいたいと思うんですけれども、どんなことをテーマに協力できるようにお示しいただけるかなと思うんですけれども、どんなことがありますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） 直接町が大きく指導というようなものではないのかと思うんですけれども、基本的にまず河川を汚さないようにするのであれば、生活雑排水であります、例えば調理した油をそのまま台所に流すのではなく、例えばキッチンペーパー等でふき取るなど、そういう形で処理した油を流さないというのも、まずこれは一つの基本になってくるのかと思います。

これは常識的なものかと思いますが、それを率先して町が言うべきかどうかというのはちょっと置きますけれども、あとはそれ以外においては、やはり河川環境を守る中では、ごみ問題もそうですね、プラスチック類のごみ、これは河原に流れれば、将来的には海に渡ってマイクロプラスチックとなり、今の生態系でありますウミガメ、それからそういう河川環境の汚濁につながるという状況でございますので、これも基本的なものかと思います。やはりごみを不要に捨てないというのも、これも基本になってくるものかと思います。

ですので、そういう基本的なものを行政側がどう指導していくかという形になるのかと思うんですけれども、これは皆さんも頭に、念頭にあるものかと思いますが、ごみ問題としてこういうことがあるよということのお知らせは可能かと思いますが、検討させていただきます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 最後の質問になりますけれども、脱炭素社会のテーマの質問の中で、太陽光も、今それが設置というのが具体的には必要になってくることなんですけれども、川根本町には太陽光パネル、本庁のほうにありますけれども、町として太陽光発電を推進するという、増設したりとか、そういったことは、計画のお考えはありますか。

○議長（藺田靖邦君）　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　先ほど町長の答弁でもございましたように、この国の施策を受けて、新たにどういう計画を進めていくかということは、まだ具体的に計画はされてないところがございますけれども、今現在、公共施設におきましては、先ほど申しました地球温暖化対策実行計画、こちらによりまして、2030年温室効果ガス排出40%を目指しているところがございます。

これは、基本的にいきますと、通常にある公共施設の電気使用量、水道使用量、燃料も当然そうですけども、そういうものをどう少なくしていくのか、それらも一つの数値目標でございます。

基本的には、今の現状施設をそのまま維持していく中では、大きく二酸化炭素排出削減というのは、まず難しい状況でございます。

じゃ、何ができるのかと言いますと、例えばこういう照明であればLED化にするとか、今の本庁舎では太陽光発電を使いながら自給をする、一部を自給するという対応もございます。ですので、そういうものが、今後公共施設の中で、機器の更新、空調設備もそうですけども、効率化のいい更新をすることによってCO₂削減に努めるということは可能であると考えます。

ただ、問題になってくるのは、やはり当町みたいなちょっと財政的に大変厳しいところがございますので、なかなかそこは進まない状況下にはあるかと思えます。

あと、国が示します脱炭素社会、先ほどもちょっと中原議員が言いましたように、太陽光を推進する地域を設けたらどうか、ゾーニングしたらどうかということですけども、これも実際この審議会の中でもちょっと二分化する意見があったという、やはり設置する反面、環境的、景観的に見てどうなるのかという、そこもやはり環境として考えていかなければならない、二分する部分があるかと思えますので、当町として観光立町が一つの売りではございますので、そういう中で太陽光発電の設置をするゾーニングが、あまりにもこの沿線沿いにあるのは、見た目にも、景観上、感覚的にどうなのかということも出てくるかと思えますので、そういうことを踏まえながら、今後実行するに当たっては、計画づくりにおいてもそうなんですけれども、じゃどういう地域なら求められるのか、そういうところは今後の本場に大きな課題の中で、国の施策、今後もうちょっと打ち出された中でどういう対応ができるのか、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君）　そうですね、太陽光パネルの有無についてはいろいろな議論があると思うんですけども、一つ皆さんがちょっと心配されているかと思うんですけども、産廃処理ということで太陽光パネルばかりできてしまってどうするんだろうという。ちょっと調べましたところ、現在のところ、産廃処理は完璧にできるという、ちゃんと処理が可能だ

ということで調べてみました。

ただ、これは資料も何も用意してないんですけれども、そういうことで、以上です。今日の質問はこれで終わりです。

○議長（藺田靖邦君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。再開は2時5分からとします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

連日、朝から晩までコロナ関連のニュースが流れ、本当に歴史上大きな災難となりました。折しも今日は世界オリンピックデーだそうであります。東京オリンピックはこの夏開催できそうではありますが、これを区切りとして、大きな災いの縁を切り、明るい方向へと切替えたいものであります。

こうした中、我が町では鈴木町長を先頭に、全職員の皆様には災害時の緊急事態にも近い勤務体制で、日常の仕事の上に新型コロナ対応の国の交付金等事業、さらにワクチン接種の緊急体制と、御担当の方はもちろん動員で町内各所に出張り、町民の誘導や受付業務など対応をいただいております職員の皆様に、心から感謝を申し上げたいと思います。私も65歳以上の枠で2度の接種をしていただきましたが、不安もなくスムーズな進行で他の市町の状況をニュースなどで見聞きすると雲泥の差を感じました。町民の方々からも感謝の言葉が非常に多く聞かれております。改めて、皆様に深く感謝申し上げたいと思います。

非常に御多忙な状況の中であることを承知の上で質問させていただくことをお許しいたきたいと思います。

私からは、町の重要な3課題について質問させていただきます。

初めに、町内ワクチンの接種は、既に65歳以上の町民2回目の接種の最中ですが、全てが初めての対応の中で、当初はかなり戸惑いもあったと思われます。ここまでの現状、総括といたしますか、現在どのような所感を持たれているのか、まずお伺いをしたいと思います。

また、通常業務のある中で、役所内全庁的に動員をかけての実施は初の緊急業務であると思いますが、職員の対応、配備の状況、また協力いただいた医療関係の方々等の状況はどうか、お伺いをいたします。

次に、年度当初に公表されました第9次町高齢者保健福祉計画・第8期町介護保険事業計

画に関連いたしましてお伺いをいたします。

まず、計画にありますように、我が町の高齢化率は年々上昇し、令和7年には52%と予想される中、この計画が策定され、本年度から令和5年までの3年計画であります。専門の方々が経験と知恵を絞り策定されたもので、町の人口、世帯数等、基本的実態調査に基づき詳細なアンケート調査結果も踏まえて策定されたと承知しております。関係の皆さんの御努力に感謝申し上げたいと思います。本年度からこの計画に基づき、既に「元気な高齢者が多いまち」という看板目標実現のため事業を開始したわけですが、このスタートの年度に当たり、まずこの計画は我が町としてどのような認識の下、どのような計画とされたのか、その重点・要点についてお伺いをいたします。

次に、令和2年の町総人口は6,547人、このうち65歳以上の高齢者は3,212人です。49.1%、総世帯は2,871戸で、その約72%、2,053戸に65歳以上の高齢者がいます。

そして、その54%中1,105戸が高齢者のみの世帯となります。この方の外出頻度のアンケートから見ますと、約4割の方は週1回以下と答えて、また地域づくりなどへの意欲もないという方が24.1%もいるという点を併せ見まして、心配になってまいりました。これは、健康状態の質問でも同じで、よくない、あまりよくないと答えた方が約21%。以前、お達者度では県下トップクラスであったと記憶しますが、近年はどうなっているのでしょうか。また、その理由をどう分析されておられるかお伺いをいたします。

次に、町民の約5割が高齢者で、その2割が要支援・要介護の認定を受けている状況であります。計画では、元気な高齢者ということ 키워ドに重点施策が計画されています。自分らしい生きがいのある生活の継続、ニーズに合ったサービスの提供をしていくというふうに計画されていますが、アンケートでは、4割の方は外出は週1回以下だと答えており、2割の方は健康状態がよろしくないと答えています。この結果を見ますと、参加者を増やすのはなかなか工夫が必要です。

高齢者は、人生の経験者ですから、よほど面白いことがないと食いつかないということもあります。しかも、趣味や興味が非常に多様化しており、何に興味があるのか嗜好調査を改めてしてみたらいかがかと思えます。どうでしょうか。

こうした中で、衰えのないのは、知識欲だと言われます。知識欲の切り口を提案したいのですが、市町の本屋さんや図書館には多くの高齢者が長い時間過ごしております。ぜひ、図書館を造って歴史や趣味などの知識欲を刺激するプログラム、居心地のいい空間を提供し、サロンの要素も加味した場所をつくれば、多くの高齢者が出かけて、そこで多くの時間を過ごすのではないかと思います。

私は、社会教育委員時代からの悲願として、図書館には非常に思い入れが強いのですが、町内の空いた公共施設などの活用で、県内唯一図書館のない町から脱出し、高齢化社会の最先端の図書館を設置していただけないかということです。図書館の機能は、本の貸出しだけではありません。高齢者の認知症対策にも非常に効果的だと思いますが、いかがでしょうか、

お伺いをいたします。

さらに、計画4章2の社会参加を通じた生きがいづくりの充実も、この図書館を核に進めたらと考えます。計画の中にも学習機会の提供や講座をつくり、生涯学習など幅広い方向が示されていますが、今や65歳以上の方は、人口の半分を占め、約3,000人です。この方々は昭和、平成、令和と生き、成熟した時代の方で嗜好も多種多様で、町が提供して1つの講座に集まるなどということはありません。

そこで思い出したのが、千年の学校の考え方です。まさに町長自身、地域づくりの原点とされてきた考え方です。町民が皆先生であり生徒であるという観点、先生1人生徒1人でも一講座、自分の興味のあることで講座をつくるという考えです。こうした見方で考えますと、一人一人の趣味に合う講座が多数できて、形や成果にこだわらず活動していただけます。人は町の根幹、人材です。高齢化日本を先取りし、幾つになっても学び続ける、まさに成熟した町の価値も高まり、これこそ千年の学校の原点回帰、まさに振り返れば未来だと思えます。千年の学校を千年の大学と呼び変えても、まさに高齢者・熟年層の対象の元気づくりだと思えます。

町の側からメニューを出し、集めて何かをやるというより、自らの人生経験で何かをしている町民が、この指とまれというやり方で活動を立ち上げ、町はこれをフォローしていくという、どこの誰が何をやる仲間なのか、どんな人を集めているのかなどの情報をお知らせする。場所や講師、仲間募集の相談に乗る、お手伝いをするなど、多種多様な活動がなされ、生きがいがある活動の推進ができるのではと思います。こんな新しい千年の学校、もしくは千年の大学を御検討いただけないか、お伺いをいたします。

次に、障害者に関連しまして伺います。

町の第2次町総合計画に、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、グループホーム等の必要な施設整備を検討しますとあります。この計画が策定され既に5年となります。早期対応がなされないと、高齢化の進行する中、問題は難しくなるばかりであります。障害を持たれる方、その家族はもちろん、多くの関係者からも高齢化していく親世代に対する不安、心配があり、グループホームの必要性が叫ばれます。

そうした中、町内の民間事業者様が、先送りできない障害者や御家族の状況を考慮され、大きな決断の下、懸案のグループホーム建設に踏み切られました。町としても十分に承知され、相談に乗っていただいていることと承知しております。こうした福祉事業は本来、公的対応でなくてはなかなか大変で、採算ラインを持つ民間事業では、非常に厳しい運営が予想されます。町に対して、施設運営等支援協力をお願い、陳情もされているとは思いますが、一民間事業者が、町総合計画において、町として施策に上げている懸案を共助的発想で私費を投じ、施設建設運営に決断され、御努力いただいております。町としても、何としても支えていただき、この福祉事業が軌道に乗りますよう、大きな御理解と御支援をお願いしたいと思っておりますが、どうお考えかお伺いをいたします。

次に、町の活力づくりの関係で、まず茶業関連ですが、御承知のとおり、町内茶業は生産農家、茶商ともに非常に厳しい状況にあります。町はこれをどう捉えておりますか。

家計調査によりますと、1世帯の緑茶購入は昭和50年2kg近かったものが、令和2年には827gで1kgにも満たない状況となり、町の生産量も昭和50年には1,091tでありましたが、平成21年には614tと、12年前の数字ですが、今となつてはこの半分以下となっていると考えますが、統計を見ても、この46年間、約50年の間に茶業はさま変わりしてしまいました。この傾向は全く歯止めがかかっておりません。

我が町は、川根茶を町の重要特産品として長年力を入れ、予算と人を投じ、守ろうとしてきたことは十分承知していますが、あらゆる施策と予算をかけて実施してきたのにもかかわらず、町の茶業の状況は右肩下がり状況を脱出できません。本当に根底から対策を見直すときが来ています。ぎりぎり今、息絶え絶えで頑張っている茶農家、茶工場、茶販売業者をもう1件たりとも減らしてはなりません。売上げが1円たりとも減額してはならない、こういう厳しい覚悟を持って、全く新たな挑戦をしていかななくてはならないときだと考えます。

私は、これまで家業であるお茶関連の質問は控えてまいりましたが、長い歴史と伝統ある茶業界のレジェンド、その独特の高貴な香りや、さわやかなうまみでおよそ茶に関わる者なら知らない者はない、我が町の川根茶であります。この日本の茶を代表する名品、川根茶を絶対に消すことはできません。お茶の販売者も、生産する茶農家も、本当にぎりぎり追い詰められてきました。こうした思いを踏まえ、問題先送りはもうできません。町がこれまで実施してきたあらゆる施策をどのように検証・評価し、その対策をどうしてきたのか。さらに、今後の進め方をどう考えているのかについてお伺いをいたします。

次に、コロナワクチン接種は、町内8月中にも完了、全国的には11月ごろまでには見通しが出てきました。こうした状況を見定め、いよいよコロナ終息後のこの1年半温めてきたものを爆発させ、反転攻勢に出るときが近づいております。コロナ終息後の観光・商工業の見通し、振興計画について、町のイメージ戦略として川根本町の自然、きれいな風や空気、さわやかな風といったことがキーワードになるとは思いますが、そうした面から非常に注目される要素が大きいと思いますので、それらをイメージとして町を売り込むチャンスが来たと思います。町、そして観光業界も含め、いかがお考えかお伺いをいたします。

以上、壇上から通告に従い質問させていただきました。質問席に移らせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 石山議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

冒頭で職員を褒めていただきまして大変ありがとうございました。これからもっともっとやる気が出るんじゃないかというふうに感じた次第であります。

まず、新型コロナウイルスワクチンの接種状況と今後の計画について、質問がございました。新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の指示の下、県の協力によりまして、町が

実施をするものであります。集団接種を担当していただいております診療所の先生をはじめとするスタッフの方々、医療関係従事者等々におきましては、大変御尽力いただきまして誠にありがとうございました。また、土曜日の午後の時間に接種業務に従事をいただいたりしておりまして、非常に骨身を削るような業務をこなしていただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げたいと思うところであります。

さて、当町の現状でございますけれども、高齢者優先接種を4月29日から集団接種を追って診療所における個別接種を開始しており、6月1日には1回目の集団接種を完了し、6月3日より2回目の接種に移行し、6月29日はおおむね完了を見込んでいるところでもあります。高齢者の接種率は90%台半ばとなるというふうに考えております。

高齢者接種の最終予定の翌日、6月30日からは64歳以下の接種に移行する計画であり、実施に際しましても、6月初旬に希望調査を行い、個々の希望に即した接種日を指定する方法を採用しているところであります。高齢者優先接種で構築いたしましたノウハウを用いることが、当町にとっては、町民の期待に応えるべく最も効率的な、また安全な手法だと考えたからでございます。おおむね完了は8月下旬になるだろうというふうに見込んでいるところでもあります。

2点目の質問がございました。第9次高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画についての質問でございます。

当町の高齢化率は6月1日現在49.5%であります。一方、お達者度は上位にいることは御存じかと思えます。「高齢者が、いつまでも元気で、この町で自分らしく活躍をしていただくために、行政として何ができるか」を踏まえて「元気な高齢者が多いまち」を基本理念といたしまして、計画を作成をしたところであります。

要点といたしましては、国の示すポイントを踏まえ、5つの重点施策を定めました。公平かつニーズに合ったサービス提供、自立支援と介護予防の推進、地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現に向けた施策の展開、医療と介護の連携の充実の5点であります。引き続き、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、高齢者に「この町に住んでよかった」と思っただけ、そんな町にできるよう努力してまいりたいというふうに思っています。

また、障害福祉関係のグループホームに関しましては、町内のNPO法人が、当町で初めて施設を徳山地区において令和3年中に開所する計画がありまして、既に建設に着手していると承知をしているところであります。

昨年度末には、法人からの支援要請も賜っております。施設を給付費で運営していくことは前提でございますから、町としてどのような支援ができるか、9月議会までに結論を導き、予算が必要である場合には、補正予算を提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。いずれにいたしましても、NPO法人におかれましては、建設、運営を御決断いただきました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。

次に、3点目の茶業・観光・商工業の振興策についての御質問がございました。

まず、茶業振興策でございます。議員が言われるように、国民の生活様式の変化や、茶をはじめとする嗜好性飲料の多様化等、様々な要因から、当町の基幹作物である茶、緑茶を取り巻く状況は、年々厳しい状況であると認識をしているところであります。このような構造的な問題解決は当町だけで解決するものではなく、茶業界全体で取組が求められるものと考えているところであります。

そのような状況において、「銘茶川根茶」産地「川根本町」を維持していくため、従前より様々な施策を展開してまいったことは、議員も御存じのことと思います。

昨年度におきましては、全国茶品評会での好成績により銘茶産地としてのアピールにつながり、有機碾茶という新たな栽培形態も増加し、町内の有機碾茶を粉末加工し海外へ販路を拡大していくといった企業も進出するといった、新しい動きも起きております。

議員が言われるように、振興策を評価・検証し対応していくことは無論のことです、従前よりそのように取り組んできたところであります。

町といたしましては、「銘茶川根茶産地「川根本町」」としての維持と、新たな茶業形態である碾茶栽培を今後の茶業振興の大きな柱として、関係機関との検討・協議を行い、様々な施策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、コロナ終息後の観光・商工業の見通し、計画についてお答えをさせていただきます。

観光業につきましては、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化に伴い、団体旅行から個人や少人数での近隣観光、いわゆるマイクロツーリズムへ転換しつつあります。このような変化に対応するためには、いかに地域資源や地域の個性を生かした観光商品が提供できるかが重要であると考えております。コロナ禍が、今後のビジョンや観光資源の再発掘とブラッシュアップする機会と捉え、関係者が連携し、選ばれる地域になるよう施策を展開していきたいというふうに考えております。

また、商工業につきましては、商工会で当面の事業の維持・継続に向け、資金繰りや雇用維持、業態転換を含めた販路拡大や事業継承に向け、伴奏型支援を実施をしておるところであります。コロナ終息を見据え、今現在できることを模索し取り組み始めることも必要であり、新たなスタイルに沿った新商品・新サービス開発などにも支援をしていくとも聞いております。

いずれにしましても、今後の状況を注視をしながら、地域住民・関係団体・事業者が連携を強化し、コロナ終息後の取組に向けて進めていきたいというふうに考えているところであります。

その他の質問に対しましては、担当課長よりの答弁に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、私のほうから、高齢者福祉関係の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、お達者度についての御質問がございました。お達者度の現在の状況でございますが、

女性は2位、それから相変わらず上位にありますが、男性は以前3位だったかと思いますが、現在は12位まで落ちております。原因は、KDBといたしまして国保のデータベースがござい
ますが、そちらのほうを活用し、現在検証をしているところです。もちろん原因は1つでは
ないと思われましても、当町の場合、脳血管疾患、それから腎不全の方が、割合が全国
的にも多いということが分かっておりますので、地域包括支援センターのほうで「お塩の取
り方」の講座を全地区で実施をいたしました。

次に、嗜好調査についての御質問がございました。本来、趣味嗜好というのは個人ごとに
違うと思うので、それに全て対応するのは難しいかと思いますが、現在でも、地域包括支援
センターのほうで行事ごと、各教室ごと、アンケートを毎回終了後に取っております。そち
らから、次何やりたいというのを伺っておりますので、それである程度は拾えるかなとい
うふうに思っております。また、アウトリーチ、包括の職員がお年寄りの家に回っておりま
すので、そういったところでも、高齢者のニーズは把握ができていけるのかなというふう
に考えてございます。

もう一つ、あと読書が認知症の予防効果があるのではないかとということで御質問がござい
ました。読書もとても大切だとは思いますが、高齢者福祉課としましては、図書館で
静かに御本を読まれるのもすごく大事なことだとは思いますが、いわゆる社会参加、大勢
で集まって人としゃべってというほうが、認知症予防には効果があるのではないかなとい
うふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私からは、社会参加を通じた生きがいくりの充実に関する御
質問にお答えしたいと思います。議員から幅広い視点で御提案をいただいておりますので、
十分な回答になるか分かりませんが、答弁させていただきます。

議員が言われますように、千年の学校は町全体がキャンパスであり、地域を深く知ること
で、自らの地域に誇りと自信を持ち、その地域の資源を実践により磨き、地域を発信する人
づくり、魅力づくり、活力づくりの循環により、まちづくりを進めていくものでございま
す。その根底にあるものは、まず自分たちの地域を知ることであり、自分を磨くことであると思
います。このような点では、生涯学習と共通するものがあるというふうに認識をしております。

第9次川根本町高齢者保健福祉計画における社会参加を通じた生きがいくりでは、その
施策として、学習機会の提供を挙げられていると思います。施策の方向性として、高齢者の
学習機会や講師として参加できる機会の充実、高齢者が持つ技術や技能を伝承するために、
小・中学校、高校との連携による世代間交流、またその技術等を生かせる場の提供とありま
す。

また、この計画の策定に当たってのアンケート調査結果にありますように、地域づくりの

参加者としての参加意欲として「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」というパーセントは逆に59%あり、この方たちへの後押しも大切であるというふうと考えております。

現在、町では、生涯学習講座や地区における生涯学習において、誰もが生徒であり、先生になれる機会が設けられております。また、今後、学校で設置されますコミュニティ・スクールにおいても、地域住民・地域活動との関わりが重要となっております。

各地区や町においても、生涯学習の内容について模索しているところであります。身近な地域コミュニティの場や各種講座の情報発信により活躍の場を提供していくことが、生きがいある活動が推進されることではないかというふうと考えております。

また、アンケートにございます、先ほど議員がおっしゃられた1週間の外出頻度から見られる高齢者の方の行動範囲、また心配事や愚痴を聞いてくれる人は、友人が44.6%、近隣30.2%といった結果を見ますと、改めて身近なコミュニティの大切さが実感されるところでございます。

いずれにしましても、この第9次川根本町高齢者保健福祉計画の基本理念であります縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに生きていく地域共生社会の実現が千年の学校が目指す姿であり、「千年先も続くまち」というふうにつながっていくと考えております。

以上です。

○議長（**菌田靖邦君**） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（**中野裕文君**） コロナ終息後に向けての観光・商工業の振興の御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金など国・県の支援策も活用し、進めている状況でございます。

観光業におきましては、人口流動調査による来訪者の動向を調査・分析し、周遊モデルコースの策定に取り組む事業が進行しているほか、県中部5市2町の観光まちづくり組織、DMOにおいては、今年度から新たに調査戦略室を設置し、調査・分析・戦略策定を進める取組をスタートしております。今後、それらの調査データも活用しながら進めていければと考えております。

また、新たなワークスタイル、新たな旅のスタイルとしてのワーケーションの実証事業や観光庁事業を活用し、民間企業もインバウンド向けの旅行商品開発にも取り組んでいる状況でございます。

商工業につきましても、業態転換や事業継続の支援、商品券やキャッシュレスキャンペーン事業による消費喚起、また商工会では、現在企業にアンケート調査を実施し状況を把握している状況でございます。

いずれにしましても、コロナ禍による新たなスタイルにより、今までとは違う視点で取り組んでいく必要がある中、情報も共有しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

まず、コロナ関連ですけれども、6月29日に65歳以上はほぼ完了との状況ですけれども、町長は16日に、何と河野太郎行政改革担当大臣とオンラインで直接会談をされたということですが、どのような会談であったのか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、石山議員から質問がありましたけれども、確かに16日に、緊張しながら大臣と話をさせていただきました。その席には議長、副議長にも同席をしていただきまして、井林先生の進行によりまして、河野大臣とのウェブによる会議ということになりました。テレビでも放映されたということでございますけれども、大臣からは、当町のワクチン接種率が全国でトップ10のレベルにあるというふうな大変素晴らしい評価をいただいたということでございます。ワクチン接種従事者をはじめとする関係する方々への感謝の気持ちを述べるようにというようなことございました。

大臣とは、今後も安定的なワクチン接種ができるよう支援等をお願いをするとともに、県内では最も早く住民へのワクチン接種が終了する見込みであることから、その後の地域経済支援をお願いしたいということで要望したということでございます。特に、体力のない町民でございますので、その辺は特にお願いしたいということを申し上げました。

大臣からは、個別の市町村別での支援策については難しいかもしれないけれども、西村経済再生担当大臣に、その旨を伝えるというような回答をいただいたということでございます。

今後も、それぞれの皆さんが一生懸命頑張ってくださいまして、スピーディーに対応できればありがたいというふう感じたところでもございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。町民としてコロナ対応、担当大臣からも御評価をいただいたということで、町長の采配の下に成功していると考えます。今後も、この流れで進めていっていただきたいと思います。

今後のことも少し話がありましたが、64歳以下の町民の接種計画についてはどんな状況でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 64歳以下の接種の実施計画、健康福祉課と高齢者福祉課、2課で計画を進めております。

まず、6月29日に高齢者の集団接種が完了する見込みとなっておりますので、翌日、6月30日から接種を開始します。これは集団接種であります。8月半ば過ぎには集団接種を完了したいというふうに取り組んでおります。

なお、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、その事前に希望調査を取りまして、希

望に即した日、指定の方式で行っていく、このようにして効率を上げるという取組になっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

それに関連しまして、以前の私の議会での質問の中で、町内の医療関係の質問をしたときに、先生のほうからもちょっとお話をいただきまして、ぜひ先生と町との情報交換の場をつくっていただきたいということの要望がありまして、それをお伝えしたんですけれども、それについて、このコロナでそうした協力もしていただけるというような状況をお伺いしているんですが、その後、その辺に関してはどんな状況でしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 町内の医療機関の先生方とは、まずコロナワクチン接種関係で1月に1回、それから4月に1回、打合せ会を行っております。

また、この令和3年度の予算編成の際に、予算特別委員会で複数の議員から、医療機関との連絡調整、意見が出されました。それも承知をしております。その際、私のほうからは、やっていくよということ、それから予算も上げさせていただいております。

ところが、当時はこのワクチン接種を契機に進めていきたいと考えておりましたけれども、実のところ、先生方大変忙しくて、しかもお昼休みの時間、あるいは土曜日の午後、実際にワクチンの接種実務を行っていただいておりますことから、これ以上の負担をかけられないというふうに判断をして、4月以降、打合せ会については開催をしておりません。代わりに個別に先生方と打合せをして、健康福祉課、高齢者福祉課、取りまとめて先生方へフィードバックする、このような形で接種計画を進めているところでございます。ですので、コロナワクチンを接種している間は、そのような形で先生方の負担をなるべく減らすという方針に切り替えてございます。

この地域医療に関する情報交換の場につきましては、ワクチン接種に一定のめどがついた後に開始をしたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変よく分かりました。

本当にこの大災害といいますか、災いを転じて福となすということで、いい交流をしていただきたいなと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

町の魅力化づくりという関係で、先ほどの高齢者の調査に関連しまして、かわねフォンを活用して健康関連のコンテンツの充実をするというような項目がありました。ぜひかわねフォンを使いまして、ラジオ体操を1日に何回か繰り返し流していただくということで、ラジ

オ体操は体を動かす基本ですので、65歳以上の方はもちろん、なじみ深くて、また町民みんなラジオ体操はできる、ほとんどの方ができますので、これをかわねフォンを使って町内に流すということができないか。また、かわねフォンだったら繰り返し聞くことができますので、そうしたことができないかなと思ひまして提案させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 高齢者福祉課関係でお答えをさせていただきます。

御承知かとも思ひますけれども、高齢者福祉課では御当地体操、理学療法士とか、それから鍼灸マッサージ師さんの御協力をいただいて、御当地体操というのをつくってございます。その動画をかわねフォンで動画配信ができておりますので、そちらはいつでも御利用になれます。

また、県がつくっているデイ・バイ・デイ体操というのも、そちらのほうのコンテンツに含まれてございますので、ラジオ体操ほど激しくはないのですが、年寄りにはちょうど無理のない範囲でできて、ちょうどいいのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 分かりました。

次に、高齢化が進む中で、ますます重要となっている医療と介護の連携ということで関連しまして、さきの議会でも質問させていただきましたけれども、福祉に関する基盤整備に関連し、在宅医療と介護の連携の充実の項目で、在宅医療と介護が連携して支える体制を整備していくと計画されております。

また、ICT等の活用で情報の共有化を支援する、また医師会と連携で勉強会、懇談会の実施も触れられております。以前、こうした情報の共有化をしてネットワークをつくれないうかという質問に対しましては、お答えとして、情報の共有に基づく関係者の合意が前提ですよというお答えをいただきました。計画ではこれを進めたいということになっておりますけれども、見通しとしてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 高齢者福祉課のほうでは、昨年、補正予算でお認めをいただきました、タブレット型の端末を地域包括支援センター、それから訪問看護ステーションに配置をさせていただきました。

まだ本格的な稼働というのは、ちょっと、とは言えないんですけれども、今後、県の医師会がやっています「シズケア・かけはし」等に加入をして情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ少しずつ進めていただきたいと思います。

す。

次に、看護師や介護士のマンパワー確保対策の経過についてお伺いをしたいのですが、この調査の中にも、計画の中にもありますけれども、いろいろな形でそういった方向に学生や地元の人たちに進んでいっていただけるような方向をお考えのようではございますけれども、奨学金制度や、あるいは我が町の中の仕事を実際の現場での体験の場にさせていただくとか、いろいろな方法によって、そうしたマンパワーをこの地元に引き寄せるといふ方策があるのではないかと考えますけれども、そしたら何か思い切った政策をしていかないと人が集まらないと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） まず、看護師、それから介護士の確保についてでございますが、高齢者福祉課のほうでも、介護職員の初任者研修の補助を平成28年から行っておりますが、正直、低調と言わざるを得ないという状況でございます。

県、それから中部健康福祉センター等ともお話をさせていただいてございますが、やはりこの問題につきましては、町単独ではなくて広域的に考えていく必要があるかと思っております。

なぜかと言いますと、当然、条件闘争になると、うちの町の場合、厳しい部分があるかと思っておりますので、引き続き、その確保については協議をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、石山議員の奨学金の関係で答弁をさせていただきます。

教育委員会が所管します貸与型の特別奨学金制度につきましては、向上心に富みながら、経済的理由により就学困難な者に対し、予算の範囲内で行う学資を貸与する奨学金制度となっております。

福祉人材育成の目的の奨学金ではございませんが、福祉分野を目指した学生が大学等へ進学をし、特別奨学金の貸与の要件に該当し、奨学金の選考委員会において奨学金の貸与が決定されれば、貸与を受けることができますので、この状況においては可能かと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひそうした制度をより充実させていただいて、またそういうのを頂いて、実際にそういった仕事に就いた方の後輩に対する話とかそういうことも、ぜひ企画していただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、高齢者のドライバーの安全確保の問題であります。

計画の4に安心して暮らすことのできる環境整備云々とありまして、安心・安全な環境をつくるには、交通安全対策や防犯対策等を進めていく必要があるということで方向が出され

ております。高齢者の交通安全に関する文言はるる書かれていますけれども、町は人口の半分が高齢者であり、高齢ドライバーの比率も他の市町より高い地域であります。高齢者のみ、あるいは高齢者のひとり暮らしの方が日常生活維持のためにやむを得ず軽トラに乗り、野良仕事や買物、通院をしている、そういう高齢者の方が非常に多い町であるということで、御承知のとおりです。

こうした中、静かな山あいの町は、高齢者を取り巻く交通環境が、昨年来変わりつつあります。大井川の堆積土砂の搬出や長島ダム堆積土の搬出等、大型車両を使った事業が始まったからであります。災害対策面からは、町内各所において大井川の河床を下げる事業はありがたい事業であります。高齢者を取り巻く交通環境が大きく変わったことに戸惑いや不安を訴える高齢者の方が、ドライバーがおられることも事実であります。町の高齢者を取り巻く交通環境として、大型車両が現在どのぐらいの車両が町内を走行しているか把握されているでしょうか、状況をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 島田土木事務所の事業としまして、400台程度の車両が現在走行していると聞いております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

それだけ多くのトラックが、大型車両が走っておられますので、当然高齢者のドライバーは危険や不安を感じる方があります。町民に対し、今の交通状況を日常情報としてかわねフォンや回覧版などで情報提供していただきたいと、それから自動車の運転等に対する注意喚起をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 土木事務所から情報をいただき、対応していきたいと考えます。

また、トラックの走行につきましては、先日行われました土木事務所等との会議の中でも対応等をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひそうした配慮で進めていただきたいと思えます。また、大型車両のドライバーの方にも、あるいは関係する方々にも、この町は高齢者が非常に多い町ですよということをぜひ注意喚起して、優しい走行をしていただけるようお願いをしたいと思えます。

次に、お出かけ、外出時の町民の足の確保についてですけれども、路線バス、デマンドタクシー、外出支援の3種類の足を確保していただいております。先進的配慮のある取組であると考えます。それぞれ特色を持って運行されていますけれども、その利用状況の最近の傾向に

ついてお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、当課より町営バス等の利用状況について御説明させていただきます。

町営バスにつきましては、せせらぎ号、それからやませみ号の2種類で運行している状況でございます。せせらぎ号におきましては、令和2年度8,419人、前年度対比では805人の減となっております。また、やませみ号につきましても3,883人と、前年対比285人の減でございます。

併せまして、デマンドタクシーの利用につきましては、北部が4,721人、前年度対比350人の増です。南部につきましては1,848人、前年度対比485人の減となっております。

全体を通してみますと、やはり昨年度町営バス、デマンドにつきましては、全体を見ますとやはり減少にあると。主な理由はどういうものが考えられるかということ、やはり大きなものは、コロナウイルスによります感染症の関係で、町民がやはり出歩く機会が少なくなっているのも一つの要因かと思えます。あとは、高校生の通学に関しましても、やはり利用者の減、バスの利用者が減っているというような状況もございます。

デマンドでは、やはり高齢者の方が大きく利用する状況ではございます。やはり何らかの原因、高齢に伴いまして、今まで利用されていた方が年々年を取るにより病気が進行し施設入所等、場合によられてはお亡くなりになられたなどによってのこの利用が少なくなっているのが、大きな要因ではないかと推測するところでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君）　　3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君）　　ありがとうございます。

コロナによってちょっと本当の状況というのがまた違うのかもしれませんが、傾向としては、多分ドア・ツー・ドアというデマンド式の利用率は今後高くなると予想されるんですけども、小型車両をもう少し台数を増やして、ときには最新式の今の自然環境をうたう交通網ということで、電気自動車などの実証実験なども行われていると聞きますので、そうした部分も含めて、進化した形で我が町にふさわしい交通網というものについてどう考えか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　現在のまずデマンドの運行状況につきましては、大鉄アドバンスさんの車両、10人乗りハイエース2台により、北部と南部それぞれ運行しているような状況でございます。やはり小型化については、今後検討がする必要があるのかと思えます。

そういう中では、運行形態の申請、こちらはタクシーの申請になりますので、今現在は大鉄アドバンスのほうから4条申請という形で公共交通、運輸省のほうへ届出を出していただいております。そういう中では、今後もし小型化する場合には、当然運輸局への許可、登

録の変更手続も必要となっていくかと思えます。

また、今言われました電気自動車等の導入の関係ですけど、やはり試験的に昨年度県でも実施をされたんですけど、なかなか今年度はちょっとやる予定が今のところないというようなことも聞いておりますので、もしそういう機会がありましたら、今後は当町も実証実験という形でこの山村での運行ですね、そういうものが手を挙げて実証実験ができればと思いますので、その辺はまた県の動向を見ながら考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

現在、お出かけ号、デマンドタクシー、南循環というんですか、北とかって言って、非常にいろいろな呼び方をされていて分かりにくくて、町民の皆さんが結構混乱していると、利用にちゅうちょする方がいるということで、何か1つの分かりやすい言い方に統一すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○ぐらし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問でございます。

デマンドタクシーというのは、運輸制度上の形態でありますデマンド型というのが通称名でございます。実質路線を運行するものについては、それぞれ北部、南部のお出かけ号という愛称名で言われているのが実情でございます。ですので、通常的にはお出かけ号が一般的な呼び名になるのかと思えます。

現在運行されております車両におきましても、それぞれ北部お出かけ号、南部お出かけ号という名称を車両に掲載をしまして運行している状況でございますので、また町側としましても、町民に対しての御説明の際には、引き続きその旨をお伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ分かりやすい振興をお願いしたいと思えます。

それで、この町営路線バス、デマンドタクシー、そして外出支援と、町の全ての公共交通分野を結果的に1社に委託するということが現在なっております。そういうときに少し心ない言葉かけで傷ついたという利用者もいらっしゃいます。利用者の皆さんはありがたい感謝の気持ちで利用させていただいておりますので、十二分に承知とは思いますが、折に触れ委託先への委託の趣旨説明、御指導もいただき、あくまでも町民の足として便利で暮らしやすい快適な福祉の移動手段であるという、町民サービスの事業の趣旨を事業者の方に再認識させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ぐらし環境課長、梶山正幸君。

○**くらし環境課長（梶山正幸君）** 委託事業者の接客対応についての苦言でございます。当課にも数件寄せられた経緯もございます。その折には早急に委託事業者へ御連絡をし、接待対応への指導をしている状況ではございます。

なお、今後におきましても、公共交通としてのサービス業であることを念頭に置き、接客対応には十分に気を配りながら、安全運転に心がけた運行をするように、委託業者のほうは指導していきたいと考えております。

以上です。

○**議長（藺田靖邦君）** 3番、石山貴美夫君。

○**3番（石山貴美夫君）** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

その場合に、町の町民への姿勢ということを示すという意味で、各車両に町の管理で利用者のアンケート箱を設置してはいかがだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○**議長（藺田靖邦君）** くらし環境課長、梶山正幸君。

○**くらし環境課長（梶山正幸君）** 車両へのアンケートボックスの設置につきましては、直接利用者の名前を聞くという対応では大切なことかと思えます。また、こちらについては、ちょっと機会を見計りながら前向きな対応を検討していきたいと思えます。

現在におきましては、年に数回ですけれども、実際に職員がバス等、そういうものに乗りながら、直接利用者に生の声を聞いておるという状況でもございますので、折を見て前向きな対応を考えたいと思えます。

○**議長（藺田靖邦君）** 3番、石山貴美夫君。

○**3番（石山貴美夫君）** ありがとうございます。

次に、社会参加を通じた生きがいつくりの充実という項目ですけれども、シルバー人材センターに関連しまして、今のシルバー人材センターの活動の拠点事務所が大変老朽化しておるとお聞きします。非常に困っているということでもあります。通常業務に支障が出かねない状況だということですので、要望もあると思えますけれども、事業者の施設に関連してどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○**議長（藺田靖邦君）** 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○**高齢者福祉課長（海老名重徳君）** シルバー人材センターの事務所のことでございますけれども、本来、シルバー人材センターが御自身で考えるべき課題かなというふうな部分もございまして、シルバーさんのほうでも幾つかお考えは持っていらっしゃるようにも伺っております。先般、御要望もいただいておりますので、町としても、今後御相談があれば乗っていきなというふうにご検討させていただきます。

以上です。

○**議長（藺田靖邦君）** 3番、石山貴美夫君。

○**3番（石山貴美夫君）** ぜひよろしく願いいたします。

次に、お茶に関連しまして、川根茶、川根本町の茶業がなぜこういう厳しい状況になって

いるのかという点について、どう捉えどう分析し、どう対応していくかお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町長の回答と少し重複しておりますが、当町の茶業の状況は、産地間競争の激化、消費者の嗜好の変化によるリーフ茶の販売量の減少といった影響によるものに加えまして、後継者不足や地形的要因からの機械化・省力化の遅れ等も伴い、町内茶商も含め茶業界全体を通して当町は厳しい状況にあると認識しているところでございます。

茶業が直面する根本的な課題の一つとして、茶園の維持管理については、生産性向上や効率化・コスト削減が実行できるシステムづくりが必要ではないかと考えるところでございます。行政といたしましては、本年度、地域農業にあるべき将来増を考える人・農地プランの推進、これは地区の農地を誰がどこを維持管理をしていくか明確にしていく計画づくりでございます。また、共同製茶組合の組織運営を考えるための巡回ヒアリング等を通じて、現代農業に即した実効性のある解決策を見出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） まだ突っ込みたいんですけども、ちょっと時間がないので、川根茶のほうが経済の上に成り立っているお茶の業界でありますので、販売ということが非常に重要となります。販売関係の予算については非常に事業が少ないように考えますけれども、その辺についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 販売戦略に関しましては、販売に結びつくような川根茶の知名度向上のためのPR活動等、行政としましては側面的支援ということで引き続き実施していきたいと考えます。一例を申し上げます、コロナ禍による緊急事態宣言発令や外出自粛状況により川根茶と消費者の接する機会が激減しており、消費者との接触機会が限られ、PRや販売促進活動がしにくい状況下で、この現状を打開するために茶振興事業を通じまして、SNS等を利用した体制強化やPR表現手法の開発を進めます。

このように、町内の茶農家、茶商支援、そして基幹産業を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変お茶の振興というのは難しいと思いますけれども、今までやってきた事業の見直しというか、いろいろなことを今後進めていっていただきたいと思います。

そうした中で現状、非常に放任茶園というものが川根茶のイメージを非常に悪くしているんじゃないかということで、そういった景観上非常に重要な位置にある茶園については、放任になる前に何らかの対応をしていただきたいと思います。

それから、維持がちょっと大変で放任になりそうになっているところに対して、何らかの茶刈りのみやってあげるとか、いろいろなその景観として維持できるような対策を立てていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 景観上、茶園として維持していくことが町のイメージ、川根茶のイメージ上、重要な位置にある茶園に対して町で指定をして、またそういう経費を負担できないかということですが、基本的には所有者の責任で対策を取るべきと考えられます。

また、維持費負担し景観維持することは、耕作放棄地の根本的な解決には至らないと考えております。

先ほど耕作放棄地の関係で様々に回答しておりますが、基盤整備等が可能な比較的緩やかな茶園につきましては、地域の担い手となる認定農業者を中心に耕作放棄地の有効利用と農地の集積・集約化を推進し、荒廃農地再生・集積促進事業を通じ、荒廃農地の解消や水路・農道等の管理を地域で支える多面的機能支払交付金制度、農地中間管理機構関連の農地整備事業を通じ、茶園の基盤整備を引き続き推進してまいりたいと考えます。

一方、傾斜地など耕作条件が悪い農地への対応でございますが、このような生産性の低い農地につきましては、景観、生活環境の維持のための農地保全の在り方や、茶園以外への様々な有効利用策を含めた検討が必要であると現段階では考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

川根茶というお茶の飲料は、お茶を飲むということではなくて、その背景のイメージも一緒に飲んでいただいているということも十分に御理解いただいて、川根に来たら、川根本町に来たら非常に美しい茶園の景観があるというのも非常に大きな売り文句なものですから、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

次に、観光関連で寸又峡の夢のつり橋とプロムナード構想は早急に有料化を進めるべきではと、前回お伺いをいたしました。地元と検討して進めるというようなお答えをいただきましたけれども、その後、どのような進展があったか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 夢のつり橋プロムナードコースの有料化につきましては、地元代表者等と協議を進めてまいりました。やはり徴収方法や母体となる組織づくり、また関係機関との協議などいろいろな課題がある中で、現在も引き続き地元代表者等と協議・調整をしている段階でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

寸又峡夢のつり橋は、今や、今日たまたま崩落があつてちょっと厳しい状況もありますけれども、すぐに町長も対応していただいているということで安心しましたけれども、非常に全国的に有名なスポットであります。多いときには20万人近い観光客がここを目指して来ていただいております。町の一番奥に寸又峡夢のつり橋という魅力的な奥の院があつて、そこを目指す観光客がいる、そういう状態こそ川根本町の町内に人があふれて、町内様々な寄り道やスポット、商売をされている方が繁盛をしていくと考えます。ここを魅力的なスポットとしてさらに磨いて、目指す観光客を増やすことが、町全体が潤っていくもとであると考えます。

そうした中で、ただのものは価値がないとの見方があります。島田の蓬莱橋は100円です。三島のスカイウォークは1,100円、福井県のかずら橋というのは300円だそうであります。金額はいろいろですけれども、高いほうが何か魅力があるような気がします。そうしたことで、コロナ終息後も少し見えてきた今、観光客が急増する前夜といえますか、そういう前段で夢のつり橋のコースの有料化について、財源を確保し、将来さらにすばらしいコースにしていくということが、町が潤う元となると思います。今こそ町が積極的に出るときだと考えます。

町の財政の厳しいときですから有料化して、マイナスにならないものは有料化し、目的の明確な財源とすべきではないかと私は考えます。ぜひそうした面で積極的に出るときだと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 以前の御質問の中でもお答えさせていただきましたが、有料化につきましては、寸又峡民間活用資源調査報告の中にも、1つのフェーズとして上げております。遊歩道整備、安全対策、つり橋の維持管理、環境美化対策を進めていくための1つの手法だと考えております。

先ほども申し上げましたように、幾つかの課題もある中で、現在、地元関係機関とも慎重に協議・調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。寸又峡のほうもぜひ進めてください。

次に、商工関連ですけれども、起業及び事業継承のチャレンジ補助事業ですが、とてもいい補助事業だと考えます。事業の起業者に対しては2分の1の補助、継承者には3分の1となっていますけれども、この差は無用ではないかと思えます。町としては、どちらも町内事業者の増加維持を意図しているわけですから、どちらにも2分の1、もしくはさらに手厚く5分の3とかですね。とかく出発とか継続、新しい形に移るときには非常に不安と経費がかかります。事業目的達成のためには、事業の新規起業と継続維持がなされなくてはなりませんので、どちらも一層手厚く同等に応援すべきと考えます。

現状では、よそから移住して起業した方に手厚く、長年地元で頑張っている方の事業継承

者には手薄との補助だと見られて、目的に矛盾が生じるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） この補助金につきましては、もともと起業向けにスタートしたものでございます。開業でありますと、やはり増築に加え、新築ということがございます。そのような中で、事業継続補助とは補助率の差をつけている状況でございます。

現在、商工会の関連事業の中では、事業継続も含めて業態転換促進や新たなビジネスサービスの導入など、ポストコロナを踏まえた小規模事業者持続化補助金や小規模企業経営力向上事業費補助金など、3分の2等の補助率の支援制度も拡充されてきております。

町の補助事業と併せた中で、事業の採択要件も見ながら、商工会のほうで採択できる支援制度をアドバイスしている状況でございます。

今後も拡充されている国・県の支援制度の情報を把握しながら、事業継続、継承、また起業につきましても、商工会を中心に連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。大変幅広いいろいろな質問をさせていただきました。

冒頭申し上げましたように、コロナ対応や県知事選挙などで、日程など大変厳しい状況の中、質問させていただきました。

新型コロナワクチン接種の状況は、今町民が最も心配している課題であります。これへの対応は、鈴木町長を先頭に町一丸となって、県下でも、また全国的にも高い評価を受けているということに大変うれしく安心いたしました。そして、高齢化する町の現状の中、安心して年を重ね暮らしていけるまちづくりのための提案や質問に対しましても、真剣にお答えをいただき、また非常に厳しい状況となっている茶業・観光・商工の振興策についての質問、提案に対しましても、町民にとりまして大変有益な御回答をいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上で3番、石山貴美夫の質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（藺田靖邦君） これで、石山貴美夫君の一般質問を終わります。

休憩としますが、再開は3時25分からとします。お願いいたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） すみません。お疲れのところ、もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

最後の質問者になります。7番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行わせていただきます。

質問事項は、茶業振興対策についてということで3点、公共交通を補完する高齢者等の交通弱者に対する移動手段の構築についてということで3点の質問を行います。

最初に、茶業振興についてということで、質問の要旨に基づいて3点の質問を行います。

1点目は、3月定例会においても農業振興対策についての質問の中で触れさせていただきましたが、耕作放棄地対策についてであります。この耕作放棄地対策の問題は、川根茶の生産基盤を揺るがす大きな問題と捉え、再度質問を行います。

町は、耕作放棄地の解消を図るため、農地再生事業や中間管理機構を中心としての農地の集積化を図り、生産基盤の強化に努めておられます。下泉原地区や地名の西地名地区においては茶園の圃場整備が進められ、機械化、効率化された近代化農業の展開が図られようとしています。しかし、中山間地の茶園の立地条件を鑑みたとき、集積化、機械化を図ることの可能な茶園は僅かであり、農業従事者の高齢化や担い手、後継者不足等も伴い、今後も耕作放棄地は増え続け茶業の衰退を招くだけでなく、住環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。数百年の歴史を有する川根茶の伝統文化を守り続けるため、今まで町が耕作放棄地対策で取り組んできた事業の成果、課題等を含め、今後の取組、施策について伺います。

2点目は、茶業を取り巻く環境の悪化により年々閉鎖、解散する大型共同製茶工場が増えている実情をどのように捉え、施設の老朽化や担い手が不足する中で、地域の実情に沿った茶工場の再編整備計画を促進し、茶工場の近代化、合理化を図る考え方について伺うものです。

3点目の質問は、川根茶の振興を図るためには、県が示しているように川根茶の将来像を具体的に数値化して示し、その目標を達成するための課題の洗い出し、課題を克服するための対策を立てていくことが大変重要と考えます。茶推協の会長でおられる鈴木町長に、川根茶の目指す姿等についての考えを伺うものです。

次に、公共交通を補完する高齢者等の交通弱者に対する移動手段の構築についてということで、3点の質問を行います。

我が町では、脆弱な公共交通を補完するため、路線バス、せせらぎ号、やませみ号、寸又峡線、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシー型の北部おでかけ号、南部おでかけ号が運行され、高齢者等の交通弱者の足となり、日常生活を支えております。路線バスは、平成30年の青部バイパスの開通に伴い、今まで旧町間で別々に運行されていた路線を統一し、旧町間を運行する現在の路線となっています。

デマンドタクシーにおいては、北部おでかけ号の南方面の運行区域の中で一部旧町間の運

行は見られるものの、南部おでかけ号の運行区域においても、北部おでかけ号のほとんどの運行区域においても、旧町単位で運行されています。年々利用者の減少が見られるデマンドタクシーの利用者の増、利用者の利便性の向上を図るため、路線バスのように運行区域を旧町間に拡大する考えや、利用者の声にある他の市町への乗入れの可能性についても、前向きに検討していただきたく、デマンドタクシーの運行区域の拡大等について、町の考えを伺うものです。

3点目の質問は、第1種で運送可能な道路運送法上の許可・登録を要しない輸送についての町の考え方を伺うものであります。

行政側の明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、7番、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

耕作放棄地の増加は、生産力低下や地域茶業の衰退、野生鳥獣のすみかとなることによる生活環境悪化など、大変深刻な課題と受け止めており、町といたしましても県、農協等との指導協力を得ながら、耕作放棄地の有効利用や農地の集積集約化の推進、荒廃農地再生・集積促進事業、多面的機能支払交付金制度等に取り組んできたところであります。

しかしながら、傾斜地などの条件不利地にある耕作放棄地化への対応が課題であり、景観、生活環境の維持のための農地保全の在り方や、普通煎茶用茶園のみならず、碾茶用茶園や様々な作物への転換等の有効利用策も含めた検討が必要と考えております。

今後、県、農協等関係機関の指導、協力の下、町の農業振興施策を総合的に協議する場として、新たに設置をいたしました農業農村推進対策委員会等において、早期に今後の指針を定めてまいりたいというふうに考えているところであります。

共同製茶組合に関する質問及び数値化に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、公共交通を補完する高齢者等の交通弱者に対する移動手段の構築についての御質問であります。

1つ目のデマンドタクシーの旧町間をまたぐ拡大運行については、平成31年3月の青部バイパス開通に併せ、北部デマンドタクシーにおきまして旧町間をまたぐ一部乗入れを実施しております。

2つ目のデマンドタクシーの他市町への運行範囲拡大についてであります。他市町までの運行拡大は可能であります。実施する場合には、他市町との公共交通会議等において協議が必要になります。

3つ目の新たな移動手段として、町が運行主体としての許可登録を要しない輸送を行う考

えはあるのかとの質問であります。許可登録を要しない輸送とは、利用者からの運賃を徴収しないで運行することであり、県補助金の助成対象とならないことから、運行に係る経費は全額町費負担となります。許可登録を要しない輸送につきましては、財政面から見ましても大変厳しいものであり、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（菌田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 私のほうから、共同製茶組合、数値化に関する御質問にお答えしたいと思います。

町内の共同製茶組合は、組合員の高齢化や茶業経営の不振、設備更新への不安など、様々な課題を抱えた中で、近年、小規模な任意組合では解散に至るケースも生じておるところでございます。

石山議員の回答の中でもありましたが、町としましては、町内共同製茶組合の今後の経営方針や意向を把握すべく、現在、県や農協等と連携を取りながら、共同製茶連絡協議会の構成組合を対象にしまして、実態把握のため座談会を実施しておるところでございます。この取組は持続的な茶業の実現を大きなテーマに、10年後の地域農業と共同製茶組合経営をどうするかに視点を絞り協議を重ねておりますが、議員より質問のありました共同製茶組合再編も持続的な茶業の実現に向けた一つ的手段として捉えておるところでございます。

一方で、茶業が直面する根本的な課題は茶園の維持管理にあるものと認識しており、生産性向上や効率化、コスト削減が実行できるシステムづくりが必要との共通認識で話し合いを進めておるところでございます。

各共同組合における今後の経営方針等につきましては、経営上の利害関係を伴いますので答弁は控えさせていただきますが、南部地区を中心に有意義な意見交換が行われ、また北部地域についても検討を開始しておるところでございます。

いずれにしましても、共同製茶組合は、当町の茶業を担う重要な組織であります。今後の方向・在り方、取り組むべき経営強化策等、今後の動向を注視したいと考えています。

次に、川根茶の在るべき姿の数値化についてであります。

県が策定した静岡県茶業振興計画では、静岡県茶業の現状分析と県内茶産地の生産から加工、流通、消費対策の基本的な方向や推進事項について定められており、中山間地域の茶業が抱える課題や今後の展望等が示され、県全体を見据えた振興策が整理されていると承知しております。当町も本計画を参考に、茶業を担う中心的経営体の育成や中山間地における有機抹茶の生産拡大、中山間地に合った園地改良と機械化の推進など実効を上げる持続化策によって事業展開してまいりました。

質問のありました、独自の目標数値の考え方も、今後の川根茶の需給バランス等を検証しながら、目標数値の明確化について県・農協等の指導を得ながら、生産者・茶商等関係者と協議してまいりますが、まずは町茶業が抱える個々具体的な課題解決を図りつつ、これに適

した形で茶業振興施策を展開していければと考えております。

最後に、有機抹茶産地形成への取組について、取組に関連した情報提供でございます。

当町では令和元年度に国の産地パワーアップ事業の活用により、新たに有機抹茶工場が建設されたところでございます。この取組は、伝統ある上級煎茶の生産地と両輪となり得る有機抹茶産地の確立に向け、碾茶農家の経営安定に波及効果をもたらしていくものと捉えております。その点、創業開始後間もなく1年を迎えますが、計画していた取扱い加工量におおむね到達し、順調に推移している旨の報告を受けておるところでございます。また、近年、世界的な有機茶の需要拡大を受け、当社の抹茶を原料とした加工品製造の商談も増えつつあります。川根本町産有機抹茶を使用した新商品の開発などが軌道に乗れば、生産農家の所得向上に追い風となって現れていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。

7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、まず耕作放棄地の問題について再度、質問させていただきます。

課長の答弁の中では、やはり農地の維持管理が一番大切であるということをお答えいただいたわけですが、今まで様々な再生事業に取り組みおられるわけですが、それに反して年々耕作放棄地というのは増えています。もう少し踏み込んだ取組が必要ではないかと思えます。農地の再生化事業、中間管理機構を通しての農地の集積化、その実績状況、今後の見通し等について、細かいことですがまずお答えを願いたいと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 耕作放棄地に関する質問ですが、まず今現在どのぐらいあるかということでお答えさせていただきます。

農地法用語でいわゆるA判定農地と呼ばれている農地についての御質問でよろしいかと存じますが、耕作放棄地、現在、町内には約100haの荒廃農地が存在しております。そのうち約95haが、再生可能と思われるA判定農地というくくりで位置づけられているところでございます。令和2年度においては新たに約9haが新規荒廃農地と認定され、いずれもの農地も再生可能であるという結果になっております。しかしながら、現実的には、繰り返しお答えしておりますが、労働力の問題や立地条件による作業効率の悪さから、新たな担い手が見つからないというような状況に至っているところでございます。

その所有者の意向ですが、これにつきましても、新たに発生した荒廃農地は農業委員会において所有者の意向も確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） やはり再生化事業とかいろいろな取組をされているわけですが、結果

として耕作放棄地は増えていると。それもやはり農業従事者が高齢化しているということと、産地の特徴、担い手不足ということがありますが、やはりその辺についての政策がないと、いろいろなものが現状のままでより悪いような状況ができ、やがてはこれは住環境にも影響して、それこそ野生動物の被害の拡大にもつながる、そういうことも考えられますので、今言われた問題をどういうふうに捉え、先ほどの中で、いろいろな状況を見ながら数値化していきたいというお話がありましたが、その辺をどういうふうに今後考えているのか伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） すみません。質問に対してちょっとお答えが足りなかったようです。今ここにある資料によりますと、荒廃農地等利活用促進事業につきまして、実績についてちょっとお答えしたいと思います。

令和2年度の事業実績につきましては、面積が163a、荒廃農地等の促進が図られたということでございます。平成21年度からこの事業が始まっておりますが、大体300aの実績がございます。

それと数値化の関係ですが、答えが重複しますけれども、独自の目標数値の考え方も、需要バランス等を検証しながら明確化についていろいろな関係団体と今は協議していきませんが、今は抱える個々具体的な問題解決を図るほうを先行して、茶業振興施策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 先ほど説明していただきました100haの耕作放棄地があると、その100haのうち95haについては再生可能というお答えをいただきました。残りの部分については、5haについては多分再生が困難ということだと思っておりますが、以前、町長も課長もお答えいただいているわけですが、優良農地については守って集約化していく、それは篤農家というか認定農業者を中心にそういうことを進めていく。有効活用できないというか、農地としてなかなか再生が難しい農地については、全国の事業状況を勘案しながら町独自の施策を講じていくという答弁をされておりますが、その辺についてのお考えを伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど申しました95ha、解消をA分類といたしまして、これは解消を促すものということで捉えております。あとの5haは、もう既に農地ではない非農地化を検討していきたいという農地でございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 前回ちょっとお聞きしましたが、その農振地域内農地は、後で調査はされているというお答えをいただいておりますので、今分かればそれをお答え願いたいです。

農振地域の農地がこれにどれだけ含まれているか。それで私が前回から質問しているように、農振地域の見直しということにかかってくると思いますので、その辺をお答え願います。

○議長（藺田靖邦君） いいですか。

よろしいですか。ちょっと時間欲しいですか。

暫時休憩としますので、調べてください。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時53分

○議長（藺田靖邦君） 時間も迫っておりますので、進めさせていただきます。

農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） すみません。先ほど耕作放棄地95haと申しました。その中で70haが、いわゆる農業振興地域の中の青字区域となっております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） これは前回も質問したんですが、やはり調べられているということで、再度質問させていただきました。

2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

大型製茶工場については、最盛期には各地区に30余りの工場ができていて、今どのぐらいですか、18ぐらいに多分なっているんだと思います。状況を見ますと、今年ですか壺町河内の製茶工場も解散されて、もう工場も解体されたということも聞いております。年々一つぐらゐの大型製茶工場がなくなっていて、非常に地域の茶業の振興に支障を来しているということであります。以前私がある製茶工場の組合長さんとお話をさせていただいたところ、今なら俺たちが茶商として頑張れるから、川根本町の大型工場を一つか二つにしてお茶の再編を図ったらどうだというのをかなり前に言われたことがあって、その大型工場は非常にいいお茶を作っている工場であったけれども、四、五年前にもそういうことを言われていたんです。1年遅れるごとに非常に厳しい状況になるので、先ほど課長が言われた農業農村推進対策委員会ですか、新たにそれができます。その中でやはり早急に検討していく必要があると、将来の姿を描きながらしていく必要があると思いますが、その辺の考え方について伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、平成25年度では29工場、令和3年度では17工場に減っております。これは先ほど申し上げたとおり、理由といたしましては様々な課題があると思いますが、組合員の高齢化、茶業経営の不振、設備更新への不安など、様々あると思います。茶業が直

面する根本的な課題といたしまして、茶園の維持管理にあるものではないかと思えます。議員がおっしゃるとおり、今年度立ち上げる予定でございます農業農村推進対策委員会でそういう様々な、先ほどの耕作放棄地の課題とか共同製茶組合の課題等を含めて、皆さんの関係者と様々に協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菌田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今年度つくる農業農村推進対策委員会については、非常に重要な位置づけであると思えます。ぜひ地域の実情をできるだけ早く把握され、川根本町、川根茶の目指す姿というのを具現化していただければというふうに思います。

3点目の、川根茶の振興を図るためにはやはり将来像を描く必要があると、具体的な数値を示す必要があるということです。県のほうでも生産量、荒茶の生産量とかを5年ごとに見ています。県においても3万トンの3分の1になって、生産量でも生産額でも鹿児島に追いつかれたり、抜かれたりしている状況があるということで新聞報道もされていますので、危機感を持って川根茶の全体の戦略というものを立てる必要がありますので、それは先ほど言った会議の中で検討をして、早急に具現化を図っていただきたいというふうに思います。これについての答弁は結構です。その中でぜひ協議をしていただきたいということです。

では次に、公共交通の問題について移らせていただきたいと思えます。

町長の答弁の中で、デマンドタクシーの他の市町への乗入れは可能であるけど、他の市町との公共交通会議の中で検討していくということが必要であり、ハードルが高いというお話でありましたが、できないということではないというふうに捉えました。ですので、脆弱な公共交通を補う、これから高齢化し自主的に運転免許を、私たちもいずれ年を取ります、で、返していく、そしたら生活の質というのは必ず落ちてきます。それを補完するためにデマンドタクシーの他の市町への乗入れというのは、私は必要になってくると思うし、もう亡くなられた方ですが、それを希望されていた方がいらっしゃって、それを叶えてやれなかったのが悲しい思いであります。ですので、前向きな取組を期待し、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（菌田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） デマンドタクシーの他市町への乗入れについてでございます。

先ほど町長答弁にもありましたように、運行については、実施は可能な状況でございます。再度私どもも運輸局のほうに確認をしましたところ、基本、許可を要しないものであれば届出が必要ではないものですから、それについては十分乗入れが可能であると。で、現在、今のデマンドタクシーにおいては許可を要して運行しているものでございます。その場合は、やはり他市町との協議については、例えばここでもし島田市へ乗入れをしたいよということであれば、島田市の地域公共交通会議の中で運行の理由について協議をしていただいて、了

承がいただければ運行は可能となるという形になります。ただ、その際注意しなければならないのは、既存の公共交通、例えばここと言えば大井川鐵道もございます。大鉄タクシーとか、島田市においても島田のタクシー業界、それからバス路線等の運行も実施しております。そういう公共交通の観点から、その利用状況についてもオーケーをいただくような形が必要であるということで、運輸局のほうから御指導をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 可能だということで捉えてよろしいと思うんですが、可能であるならばやはりこの町の高齢化率等を考えて、やはりそういうこともデマンドタクシーの運行区域の見直しというのをぜひ図っていただきたいというふうに思いますが、再度その辺について伺います。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 先ほども石山議員のほうからも質問がありましたデマンドタクシー、場合によっては小型が必要じゃないかという御意見もちよっとありました。そういう中では、今現在やはりデマンドタクシー10人乗りのバスでの運行をしている状況でございます。やはり運行形態自体、デマンドタクシーだけを見直すのではなく、今後の公共交通としまして、今あります路線バス、それからデマンドタクシー、おでかけ号でございます。それから、福祉の面であります外出支援、こちらについても、やはり今後の在り方というのは一つの公共交通の中で整理整頓をしていく必要があるかと思えます。短時間でこれがすぐにじゃ来年からできるかというわけではちよっとないものと思えますので、これについては行政の中でも検討しながら、また他の公共交通であります、当然大鉄アドバンス、運行を今やっただいている事業者でございます。そういうところとも協議を進めながら今後の公共交通の在り方、こちらについて検討をしながら、今後の対応のほうは考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 進む高齢化、人口減少等のある中で、やはり公共交通の補完する移動手段というのは大切なものになってくると思えますので、関連する公共交通の大鉄等になると思えますが、できるだけ協議を早くされ、町の新しい路線バスを含めた公共交通の運行の手段の構築に努めていっていただきたいと思えます。

それで、許可登録を要しない輸送のことについて町長から御答弁をいただきました。財政的な補助の対象にならない、財政的な面から見ても町が運行するのは難しいというお話がございました。この運行については、運営主体がNPO法人とかボランティア、社団法人ですか、そういう方たちがやった場合、ガソリン代程度のものを受取る場合は有償とはみなされないというふうに解釈してよろしいかと思うんですが、この有償許可登録を要しない輸送の

ことについて、もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　許可登録を要しない輸送につきましては、今議員申しましたように、例えばNPO法人等によりまして運行する場合、こちらについては利用者から運賃という形をいただくに、例えば運賃に代わります燃料代相当のみをいただくのであれば、これは無許可で運行することが可能というような一応制度ではございます。ただ、これも私どもも、実際の運行に当たってどういう手続が必要なのか、やはり分かりかねる部分でございます。そういう中で運輸局のほうに確認しましたところ、まずは公共交通という中でどういうふうな位置づけが必要かという流れの中でございます。

一つ目としましては、やはり国としまして考えている公共交通は、まず既存のバス、タクシーの見直しが一つの始まりだと。ですので、例えばうちの町でいけば、大鉄タクシーとか大鉄のバスが一つの見直しであると。実質的には大鉄のバスというのは寸又峡路線しかなかったですけども、こちらについてももう既に廃止という形で、今町の町営バスという形で運行形態を引き継いでいるような状況でございます。

次に、市町村運営の自家用有償旅客運送、これが今現在町営バス、デマンドタクシーという形で運行形態をしているものでございます。

その次、NPO法人等の自家用有償の旅客運送、結局これは、NPO法人が実際に運行するに当たっては運賃を徴収する業務でございます。こちらは許可を要するものになります。最終的にはこういうものを検討した中で、最終的に許可登録を要しない運行を検討するというのが最後の一つの段階にあるというような流れになっているということ、確認してございます。一つ許可を要しない運送の関係での課題というか今後の対策的な問題、やはり道路輸送法上の関係で許可登録を要しない輸送につきましては、道路輸送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないということが、一つございます。ですので、そういう中では、交通安全を確保に関する措置、任意の自動車保険の加入状況や事故の際の責任の所在、そういうものを明確にする必要がございます。また、運輸主体が利用者に対して分かりやすい周知するという必要もなってきます。やはりこれはボランティアによりますので、自家用車の輸送が基本となります。ですので、こちらについても任意保険の加入等の検討が一つの対策として求められるものでございます。また、運転者に対します教育につきましても、やはり通常の旅客業として運行するわけではございませんので、そういう面ではそれなりの例えば自家用車旅客輸送制度におけます国土交通大臣の認定する講習会等を受講していただきながら、そういう安全運転、そういう輸送に対する研修を受けていただく必要もあるのではないかとというのが、今後のそういう課題になるかと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　　今課長の説明で、なかなかハードルが高いなという感じを受けました

が、可能だ、できないことはないというふうにも感じます。例えばこれをNPO法人がやるとした場合、町が運行主体になるのはなかなか財政的にも難しいという答弁がございましたが、NPO法人、社団法人等がこの輸送を実際に行おうとした場合、町は何らかの補助等、例えば車の購入費を補助する、任意保険料に対して支援を行う、そういう考え方について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今申しましたように、基本的には、許可を要しない輸送についてはボランティア等で行うのが基本かと思います。そこについて初めから町が補助を出して運行していただくというのはいかななものかと、制度上で考えております。ですので、例えばボランティアで実際に運行した中で継続的に数年運行した中、やはりやっていくにはある程度の経費がどうしてもかさんでしまうというような中で、要望的に求められるのであれば、一つ今後考えるという施策はあるかと思います。実際的にほかの市でやっている事例等におきまして、やはりボランティア輸送については、例えば募金を募るなど、そういう運行に対して賛同をいただくというような制度の下、運行をしているというのが実際の形態でございます。ですので、初めから補助金ありきでボランティアとしてやるというのは、あまりほかの団体ではないというのが現実でございます。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　　事業を開始しようとする団体に対して、それを後押しするという形で車両の購入費、補助金を出せというわけではなく、まあ補助金になるのでしょうか、そういうまず事業を開始しようとする、そういう環境を整えるというのも行政の大きな仕事ではないかと思いますが、その辺について再度伺います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　じゃ、ちょっと併せて御説明します。

例えば今言った運行上において町から何らかの補助をいただくという場合ですけど、例えば運転手の人件費に係るもの、そういう経費について、もし町から援助を受けるのであれば、これは輸送の対価と判断されることから、こちらについては、無許可ではなく道路法上の許可が必要となるような形になってきます。ですので、もし可能であるとすれば、車両の提供、例えば町が提供ということであれば可能かとは思いますが、そういう中ではやはり単純に許可を要しない輸送をやるよりは、私は今後の在り方としましては、やはり地域公共交通の全体的な見直しを含めた中でそういうタクシー、デマンド関係とかの見直しを進めるべきではないのかと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　　今町の考え方が分かりましたが、NPO法人から以前、こういう会議、無償運転について、許可登録を要しない輸送について協議をした場があって、たしか課長も

その場に出席をされていらっしやっただと思います。その中で大きな問題となったのは、車両を提供した場合、自分の保険で事故等を起こした場合、そこから保険が出るということで、それが非常に保険のことについて問題が提起されたと思います。でも、このごろ損害保険の中でそういう無償の運行する場合の損害保険というものができて、できるだけこの運行をやりやすい環境ができたというふうに、その場でNPO法人の方から説明があったわけです。ですので、公共交通の見直しの中にぜひこの無料の許可登録を要しない運送の可能性というものを考え、ぜひ協議をしていっていただきたいというふうに思います。

再度お答えを願います。

○議長（藺田靖邦君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　今の御質問についてお答えさせていただきます。

やはり先ほど一番最初のほうにもちょっと述べさせていただきましたように、要は、国の考え方、公共交通の在り方についてというのは、やはり許可を要しない輸送というのは最終的な方法になってくるかと思えます。そういう中で、やはり今後の公共交通の在り方を見直す中では、今ある考え方の中でどこまでできるのかというものを見据えた中で、どうしてもやり切れないという部分があるのであれば、そういうことも踏まえて検討することは可能かと思えますので、今後の見直しの中で、一応そういうことは念頭に置きながら対応のほうは考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君）　　7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君）　　全体を通してですが、これから茶業の問題等については非常に厳しい状況が続きますので、やはり具体化した姿を描いて、数値化したものも含めて戦略的なものを描いていただきたいというお願いと、先ほど課長のほうからる御答弁をいただきましたが、許可登録を要しない輸送についても、今後は新しい移動の手段、高齢者等交通弱者の足となるような形のものが出てくるかと思えますので、その必要性についても協議をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（藺田靖邦君）　　これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。



◎閉　　会

○議長（藺田靖邦君）　　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 6月23日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 太 田 侑 孝